

令和5年3月8日

令和5年3月9日

標 茶 町 議 会
令和5年度標茶町各会計
予算審査特別委員会記録

於 標茶町役場議場

標茶町議会令和5年度標茶町各会計予算審査特別委員会記録目次

第 1 号（3月8日）

開会の宣告	3
委員長の互選	3
副委員長の互選	4
付議事件	
議案第19号 令和5年度標茶町一般会計予算	4
議案第20号 令和5年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算	4
議案第21号 令和5年度標茶町下水道事業特別会計予算	4
議案第22号 令和5年度標茶町介護保険事業特別会計予算	4
議案第23号 令和5年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算	4
議案第24号 令和5年度標茶町簡易水道事業会計予算	4
議案第25号 令和5年度標茶町病院事業会計予算	4
議案第26号 令和5年度標茶町上水道事業会計予算	4
総括質疑	
長 尾 式 宮 君	21
鈴 木 裕 美 君	26
渡 邊 定 之 君	31
散会の宣告	36

第 2 号（3月9日）

開議の宣告	41
総括質疑	
深 見 迪 君	41
黒 沼 俊 幸 君	54
櫻 井 一 隆 君	57
熊 谷 善 行 君	62
本 多 耕 平 君	64
後 藤 勲 君	76
閉会の宣告	81

令和5年度標茶町各会計予算審査特別委員会記録

○議事日程（第1号）

令和5年3月8日（木曜日） 午後 1時48分 開会

付議事件

議案第19号 令和5年度標茶町一般会計予算

議案第20号 令和5年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算

議案第21号 令和5年度標茶町下水道事業特別会計予算

議案第22号 令和5年度標茶町介護保険事業特別会計予算

議案第23号 令和5年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算

議案第24号 令和5年度標茶町簡易水道事業特別会計予算

議案第25号 令和5年度標茶町病院事業会計予算

議案第26号 令和5年度標茶町上水道事業会計予算

○出席委員（12名）

委員長 後 藤 勲 君 副委員長 松 下 哲 也 君

委 員 渡 邊 定 之 君 委 員 櫻 井 一 隆 君

〃 長 尾 式 宮 君 〃 熊 谷 善 行 君

〃 鈴 木 裕 美 君 〃 齊 藤 昇 一 君

〃 深 見 迪 君 〃 本 多 耕 平 君

〃 黒 沼 俊 幸 君 〃 鴻 池 智 子 君

○欠席議員（0名）

なし

○その他の出席者

議 長 菊 地 誠 道 君

○委員会条例第19条の規定により説明のため出席した人

町 長 佐 藤 ・ 彦 君

副 町 長 牛 崎 康 人 君

総 務 課 長 齊 藤 正 行 君

選 管 事 務 局 長

企 画 財 政 課 長 長 野 大 介 君

税 務 課 長	齋 藤 和 伸 君
管 理 課 長	山 崎 浩 樹 君
農 林 課 長 兼	村 山 尚 君
農 委 事 務 局 長	
住 民 課 長	村 山 新 一 君
保 健 福 祉 課 長	浅 野 隆 生 君
建 設 課 長	富 原 稔 君
観 光 商 工 課 長	三 船 英 之 君
水 道 課 長	油 谷 岳 人 君
育 成 牧 場 長	若 松 務 君
病 院 事 務 長	伊 藤 順 司 君
やすらぎ園長	穂 刈 武 人 君
教 育 長	青 木 悟 君
教 委 管 理 課 長	常 陸 勝 敏 君
指 導 室 長	秋 山 豊 君
社会教育課長兼	服 部 重 典 君
中 央 公 民 館 長	

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	中 島 吾 朗 君
議 事 係 長	中 嶋 禎 之 君

(議長 菊地誠道君委員長席に着く)

◎開会の宣告

○議長(菊地誠道君) ただいまから令和5年度標茶町各会計予算審査特別委員会を開会いたします。

(午後 1時48分開会)

◎委員長の互選

○議長(菊地誠道君) 委員会設置後最初の委員会でありますので、委員長、副委員長の互選が必要であります。

委員長の互選は、委員会条例第9条第2項の規定により、年長の委員がその職務を行うことになっております。後藤委員が年長委員でありますので、後藤委員に委員長互選の職務をお願いいたします。

休憩いたします。

休憩 午後 1時49分

再開 午後 1時50分

(年長委員 黒沼俊幸君委員長席に着く)

○年長委員(黒沼俊幸君) 休憩前に引き続き委員会を開きます。

ただいまの出席委員12名であります。

これより委員会条例第8条第2項の規定により、委員長の互選を行います。

互選の方法について発言を求めます。

長尾君。

○委員(長尾式宮君) 委員長の互選については、指名推選とし、私から指名することでお諮り願います。

○年長委員(黒沼俊幸君) ただいま長尾委員から指名推選の発言がありました。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○年長委員(黒沼俊幸君) ご異議ないものと認めます。

よって、委員長の互選は、長尾委員からの指名推選に決定いたしました。

長尾君。

○委員(長尾式宮君) 委員長には後藤委員を推薦しますので、よろしくお取り計らい願います。

○年長委員(黒沼俊幸君) ただいま長尾委員から、委員長に後藤委員の指名がありました。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○年長委員(黒沼俊幸君) ご異議ないものと認めます。

よって、委員長には後藤委員が当選されました。

休憩いたします。

休憩 午後 1時51分

再開 午後 1時53分

(委員長 後藤 勲君委員長席に着く)

○委員長(後藤 勲君) 休憩前に引き続き委員会を開きます。

◎副委員長の互選

○委員長(後藤 勲君) 続いて、副委員長の互選を行います。

互選の方法について発言を求めます。

長尾君。

○委員(長尾式宮君) 副委員長の互選については、指名推選とし、私から指名することでお諮り願います。

○委員長(後藤 勲君) ただいま長尾委員から指名推選の発言がありました。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(後藤 勲君) ご異議ないものと認めます。

よって、副委員長の互選は、長尾委員からの指名推選に決定いたしました。

長尾君。

○委員(長尾式宮君) 副委員長には松下委員を推薦しますので、よろしくお取り計らい願います。

○委員長(後藤 勲君) ただいま長尾委員から、副委員長に松下委員の指名がありました。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(後藤 勲君) ご異議ないものと認めます。

よって、副委員長には松下委員が当選されました。

休憩いたします。

休憩 午後 1時54分

再開 午後 1時55分

○委員長(後藤 勲君) 休憩前に引き続き委員会を開きます。

◎議案第19号ないし議案第26号

○委員長(後藤 勲君) 本委員会に付託を受けました議案第19号、議案第20号、議案第21

号、議案第22号、議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第26号を一括議題といたします。

議題8案は、本会議で内容の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑は、逐条質疑と総括質疑に分けて行います。

なお、議案第19号から議案第26号までの歳入歳出予算は歳入と歳出に分け、議案第19号の歳出は款ごとに行います。

初めに、議案第19号、一般会計予算、第1条、歳入歳出予算の歳出から行います。

1款議会費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(後藤 勲君) なければ、2款総務費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

鈴木君。

○委員(鈴木裕美君) 48ページの2目文書広報費の業務委託料、新規というふうに説明あったかと思うので、内容をお願いいたします。

○委員長(後藤 勲君) 企画財政課長・長野君。

○企画財政課長(長野大介君) お答えしたいと思います。

こちらのほう、業務委託料ということで、広報アドバイザー業務ということで、総務省の地域力創造アドバイザー制度というものを使いまして、特交で人件費等かかった経費というのは戻ってくるようなやつで、民間の専門家を活用して、今回は広報のリニューアルだとか、あとPR、タウンプロモーションとかというようなことも予定しておりますので、そういった町のPRとかというのを中心に専門的な方に意見をいただいてやっていくというような事業になっております。

以上でございます。

○委員長(後藤 勲君) ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(後藤 勲君) なければ、3款民生費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

深見君。

○委員(深見 迪君) 不見識で申し訳ないのですが、68ページの一番最後のほうにアイヌ協会補助金というのが7万1,000円出ていますね。このアイヌ協会、アイヌの方々の団体というのは以前標茶にはないのだという話を聞いたことがあるのですけれども、これちょっと説明してください。

○委員長(後藤 勲君) 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長(浅野隆生君) お答えをいたしたいと思います。

ただいま委員ご指摘いただきましたアイヌ協会補助金の部分につきましては、委員おっしゃるとおり、今、現状、会はございません。去年の部分でもお答えしているかと思うのですが、会が結成された際には速やかに補助金が交付できるような形で予算を計上させていただ

いているということでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○委員長（後藤 勲君） 深見君。

○委員（深見 迪君） それで、見通しというのか、働きかけというのか、聞こえますか。見通しとか働きかけとか必要性とか、そういうことについての町のご意見を伺いたいのですけれども。

○委員長（後藤 勲君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） お答えをいたしたいというふうに思います。

見通しと働きかけというようなお尋ねでございましたが、現状、私どものほうから特別お話ししているという部分はございません。ただ、団体さんといいますか、対象となる方からご相談をいただければ、私どものほうとしてもできる限りご相談には乗っていきたく思いますし、協力できることがあれば協力をしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○委員長（後藤 勲君） 本多君。

○委員（本多耕平君） 67ページの家庭用浄水器設置費補助金150万円とありますけれども、何件でどのぐらい……

（「3款。過ぎちゃっている」の声あり）

○委員（本多耕平君） 過ぎてしまったか。

（「過ぎちゃっている」の声あり）

○委員（本多耕平君） 民生費、過ぎてしまったか。

（「いや、総務だね、今の」の声あり）

（「総務だね」の声あり）

○委員（本多耕平君） 総務か。何だって。

（何事か言う声あり）

（「民生」の声あり）

○委員（本多耕平君） そうかそうか。ごめんなさい。

○委員長（後藤 勲君） ほかにご質疑ございませんか。

齊藤君。

○委員（齊藤昇一君） 74ページ、ふれあいセンターなのですけれども、これも新規工事請負費が補修工事請負費として上がっていますけれども、この内容についてお伺いいたします。

○委員長（後藤 勲君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） お答えをいたしたいというふうに思います。

こちらの補修工事請負費につきましては、中央監視装置の更新工事ということで、暖房ですとか空調のほうの……

○委員長（後藤 勲君） 浅野君。ちょっと聞きづらいので、できればマスクを外してお願いします。

○保健福祉課長（浅野隆生君） すみません。失礼しました。お答えをいたしたいというふうに思います。

ふれあい交流センターの補修工事請負費のお尋ねですけれども、中央監視装置の更新工事が主なものになっておりまして、こちらにつきましては、空調ですとか暖房等の制御を行うような設備というふうになっております。建物建設以来25年程度経過をいたしておりまして、こちらの部分については交換部品等もないということで、更新をさせていただきたいというように形で予算を計上させていただいております。金額につきましては、1,089万円を予定しているところでございます。そのほか、2階機械室デジタル指示調整計も交換修理、あと、2階機械室温泉系統計自動弁の取替え工事、館内自動ドアの修繕の部分、合わせて1,345万2,000円を計上させていただいているところでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○委員長（後藤 勲君） 本多君。

○委員（本多耕平君） 71ページ、4目の障害者福祉費の12節委託料ですけれども、業務内容、どのようなことでしょうか。

○委員長（後藤 勲君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） お答えをいたします。

障害者福祉費、12節委託料の内訳ということでございます。内訳につきましては、地域活動支援センターに対する委託料675万8,000円、地域活動支援事業に係る委託料595万5,000円、虐待防止センターに係る委託料168万3,000円、身体障がい者、精神障がい者の相談業務に係る委託料5万1,000円、各種障がい計画の策定に係る委託料873万4,000円、障がい区分認定調査に係る委託料19万8,000円、障がい者スポーツ大会に係る委託料46万8,000円、合わせて2,384万7,000円となっておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○委員長（後藤 勲君） ほかにご質疑ございませんか。

鴻池君。

○委員（鴻池智子君） 75ページの委託料なのですけれども、ここ新規で計画作成委託料の中身をお願いします。

○委員長（後藤 勲君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） お答えをいたしたいというふうに思います。

3款2項1目児童福祉総務費の12節委託料、計画策定委託料のお尋ねですけれども、こちらにつきましては第3期子ども・子育て支援事業計画策定に係るアンケート調査等の委託を予定しておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○委員長（後藤 勲君） ほかにご質疑ございませんか。

櫻井君。

○委員（櫻井一隆君） 78ページ……

（何事か言う声あり）

○委員長（後藤 勲君） 起立して。

○委員（櫻井一隆君） 3款4目1節……

（「起立して」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） 起立して。

○委員（櫻井一隆君） はい。腰痛い。

3款4目1節報酬、これ、現年度分の職員の報酬ということなのですが、何名ぐらいの雇用予定になっていますか。

○委員長（後藤 勲君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） お答えをいたしたいと思います。

3款2項4目特別保育所費の1節報酬のお尋ねというふうに思います。会計年度任用職員につきましては、パートの職員5名分合わせて542万2,000円を計上させていただいているところでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○委員長（後藤 勲君） 櫻井君。

○委員（櫻井一隆君） この5名については、もう大体採用確定しておるのですか。

○委員長（後藤 勲君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） お答えをいたしたいというふうに思います。

会計年度任用職員の部分、まだ正式な決定ではございませんが、応募をいただいております。ほぼこの部分については大丈夫かなというふうに考えております。

（「分かりました」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） なければ、4款衛生費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。ございませんか。

長尾君。

○委員（長尾式宮君） 90ページ、17節備品購入費の車両購入費2,800万円の内訳をお願いします。

○委員長（後藤 勲君） 住民課長・村山君。

○住民課長（村山新一君） お答えしたいと思います。

備品購入費、車両購入費ですが、クリーンセンターで使用している老朽化した車両の更新ということで、4トントラック1台、パッカー車1台、合計で2台の更新を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（後藤 勲君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） なければ、5款労働費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） なければ、6款農林水産業費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

本多君。

○委員（本多耕平君） 牧野の関係でお聞きしたいのですが、説明資料の中で13ページに牧場施設整備事業ということで3,900万円が出ておりますけれども、この会計予算の中で

はちょっと見えませんので、どこでどのように予算を組まれているのかお聞きしたいのですが、

○委員長（後藤 勲君） 育成牧場長・若松君。

○育成牧場長（若松 務君） お答えいたします。

牧場施設整備事業ということで、牧場の計画的な更新、機械ですとか建物、それらの整備を計画的に行っているという内容でございますけれども、今年度につきましては、施設の修繕で300万円、あと使用料及び賃借料ということで機械のリース、こちらのほうで1,201万9,000円、あと工事請負費、こちらのほうで900万円、資材購入費ということで420万3,000円、備品購入費ということで1,096万3,000円ということでトータル3,918万5,000円となっております。

○委員長（後藤 勲君） 本多君。

○委員（本多耕平君） ただいまの説明で分かるような分からないような、できればこの説明資料とともに会計予算が、今、場長のほうから説明ありましたけれども、見てちょっと分からないのですね。今言われたいろんな金額、4項目か5項目ありましたけれども、ただ、この中で「施設照明設置工事他」とあるものですから、この照明設備が一番大きいのだと思うので、こちらを探したのですけれども、なかなか見えてこないものですから、どのようなことになっているかとお聞きしたので、ですからこの件については、後ほど私、場長のほうから個人的に聞きたいと思います。ここでの時間、ちょっとたちますので、そのようにしたいと思います。

○委員長（後藤 勲君） ほかにご質疑ございませんか。ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） なければ、7款商工費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

齊藤君。

○委員（齊藤昇一君） 観光費で106ページの12、業務委託料なのですけれども、この中身についてちょっと説明をお願いいたします。

○委員長（後藤 勲君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） お答えいたします。

まず、協力隊の委託業務になりますけれども、現在2名採用しておりますが、6月以降、さらに観光協会の部分で2名追加したいということで、4名分の業務委託料を見込んでおりまして、それが1,764万4,000円、それから観光客入り込み調査47万円、釧路湿原保全巡視26万8,000円、それから茅沼の機械警備37万円、それから西別岳の山小屋のワックスということで13万2,000円を見込んでいるところでございます。

（「終わります」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） ほかにご質疑ございませんか。ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） なければ、8款土木費について質疑を許します。ご質疑ございま

せんか。ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(後藤 勲君) なければ、9款消防費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(後藤 勲君) なければ、10款教育費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

鈴木君。

○委員(鈴木裕美君) 134ページの18節負担金及び補助金の関係で一番下、地域おこし協力隊補助金で75万円の予算が使われていますが、教育委員会での地域おこし協力隊というのは、どのようなお仕事をされているのでしょうか。

○委員長(後藤 勲君) 社会教育課長・服部君。

○社会教育課長(服部重典君) お答えいたします。

この部分につきましては、博物館の学芸員さんの地域おこし協力隊の費用ということになります。

○委員長(後藤 勲君) 鈴木君。

○委員(鈴木裕美君) 今現在、学芸員さんがおりますよね。その方が地域おこし協力隊という形になるのですか。それとも、新たにまた採用するということですか。

○委員長(後藤 勲君) 社会教育課長・服部君。

○社会教育課長(服部重典君) お答えいたします。

現在、博物館には、職員の学芸員が1名、それと会計年度職員の学芸員が1名おります。この3月で会計年度職員の学芸員さんが退職されることになりまして、その代わりといたしますか、自然系の学芸員さんを地域おこし協力隊として募集をかけて採用するという予定であります。今のところちょっと応募はない状況ではあります。

○委員長(後藤 勲君) 鈴木君。

○委員(鈴木裕美君) 予算的に76万円ということでは、今まで既存で会計任用職員であった方が退職されますということですが、その方と同じ業務をされるという理解でよろしいですか。

○委員長(後藤 勲君) 社会福祉課長・服部君。

○社会教育課長(服部重典君) お答えいたします。

基本的には同じような形の業務になろうかと思いますが、学芸員さんの個々の専門性を生かした調査研究業務及び博物館の通常の業務等々、あと博物館利用者への教育普及業務など多岐にわたる業務を行っていただく予定であります。

○委員長(後藤 勲君) よろしいですか。

私、福祉課長と言ってしまって申し訳ありません。教育課長で。これから気をつけますので。

ほかにご質疑ございませんか。

長尾君。

○委員（長尾式宮君） 135ページ、14節の改修工事請負費600万円とありますが、内容をお願いします。

○委員長（後藤 勲君） 社会教育課長・服部君。

○社会教育課長（服部重典君） お答えいたします。

14節工事請負費、改修工事請負費でございますが、この部分につきましては、地域のプール施設の改修工事を予定しております。磯分内プールのトイレ改修並びに磯分内……ちょっと場所はあれなのですが、そのほかお湯と水を混ぜるそういった設備が不具合ということで、その取替え並びに磯分内プールの屋根の一部改修を予定しております。

○委員長（後藤 勲君） 渡邊君。

○委員（渡邊定之君） 教育費、2目18節……

（「何ページ」の声あり）

○委員（渡邊定之君） ページね。121ページの18節のクラブ活動助成金というところがあります。このクラブ活動助成金については、1つの窓口で助成金が出されているのか、それぞれ何か所かに分かれているのかお伺いします。

○委員長（後藤 勲君） 教育委員会管理課長・常陸君。

○教委管理課長（常陸勝敏君） お答えいたします。

クラブ活動助成金、小学校費と中学校費それぞれにあります。小学校費については、それぞれの小学校への助成金になります。学校におけるクラブ活動への助成金ということで、学校単位に交付をしております。

○委員長（後藤 勲君） 渡邊君。

○委員（渡邊定之君） 学校単位の活動ということで、クラブ活動ですから授業とはまた別の活動という意味ですか。

○委員長（後藤 勲君） 教育委員会管理課長・常陸君。

○教委管理課長（常陸勝敏君） そのとおりでございます。学校における、それぞれ学校によってもクラブ活動は、小学校でいくと例えば理科のクラブだとか習字だとか、学校によってはそれぞれ違うと思うのですが、そういう活動に伴って必要な経費関係に助成をしております。

○委員長（後藤 勲君） ほかに。

熊谷君。

○委員（熊谷善行君） 134ページの1目保健体育総務費の1、報酬、スポーツ推進委員報酬がありますが、今、スポーツ推進委員は何名ですか。

○委員長（後藤 勲君） 社会教育課長・服部君。

○社会教育課長（服部重典君） お答えいたします。

スポーツ推進委員につきましては、現在15名であります。

○委員長（後藤 勲君） 熊谷君。

○委員（熊谷善行君） ちょっと間違っているかも分からないけれども、町外の人が入って

いせんか。標茶町在住ではない方。

○社会教育課長（服部重典君） お答えいたします。

もともと標茶在住の方を委嘱していて、その後、転出されて町外に移られたという方でそのまま委員を引き受けてくださる方が1名いらっしゃいます。

○委員長（後藤 勲君） 熊谷君。

○委員（熊谷善行君） 引き受けていただいたということは、こちらからお願いしたのですか。なぜ、町外に転出した方をお願いしたのですか。

○委員長（後藤 勲君） 社会教育課長・服部君。

○社会教育課長（服部重典君） お答えいたします。

委員につきましては、これまでも委員を務めてくださった方が退任の意思を示さなければそのまま継続してこれまで委嘱してきたという経過がございまして、そういった流れで町外の方に1人、そのまま委嘱しているという状況であります。

○委員長（後藤 勲君） 熊谷君。

○委員（熊谷善行君） 今、答弁されたことは、規則か何かで決まっているのですか。

○委員長（後藤 勲君） 休憩します。

休憩 午後 2時25分

再開 午後 2時27分

○委員長（後藤 勲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご質疑ございませんか。

櫻井君。

○委員（櫻井一隆君） 136ページ、10款2目1節報酬のところなのですが、ここで952万4,000円がうたわれているのですけれども、これ、何人分になりますか。そして、ちゃんと採用が確保されているのか、それも併せて伺いたいと思います。

○委員長（後藤 勲君） 教育委員会管理課長・常陸君。

○教委管理課長（常陸勝敏君） お答えいたします。

給食センター費、1節報酬の人数でございしますが、パートタイム勤務者の報酬でございまして、8人の予定で報酬を見込んでおりまして、採用については8名全員確保できております。

（「分かりました」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） ほかにご質疑ございませんか。

鴻池君。

○委員（鴻池智子君） 135ページの17節備品購入費、これ、新規となっていますけれども、この内訳をお願いします。

○委員長（後藤 勲君） 社会教育課長・服部君。

○社会教育課長（服部重典君） お答えいたします。

備品購入費の59万円でございますが、この部分につきましては、トレセンにありますサッカーゴールが腐食、経年劣化で古くなったものを今度は子供用のサッカーゴールに更新するというものであります。

以上です。

○委員長（後藤 勲君） ほかにご質疑ございませんか。

社会教育課長・服部君。

○社会教育課長（服部重典君） 先ほどの熊谷委員のご質問の関係なのですが、まず先にちょっと訂正させていただきます。スポーツ推進委員さん「15名」と答えたのですが、「13名」の誤りでした。申し訳ございません。

それと、スポーツ推進委員さんに関する規則等を確認させていただきまして、委員さんにつきましては特に町内、町外という規定、縛りはない状況で、社会的信望があり、スポーツに対し深い関心と理解を持ち、及び職務を行うに当たり必要な熱意と能力を持つ者の中から教育委員会が委嘱するという形になっております。委嘱期間につきましては2年で、更新は妨げないという、規則ではそういう形になっておりまして、これを基にこれまで委嘱が続けてきたという状況にあります。

以上です。

○委員長（後藤 勲君） 熊谷君。

○委員（熊谷善行君） さっきの答弁にもありましたけれども、もともと標茶町に在住していてスポーツ推進委員をやっておられたと。町外に転出したけれども、そのまま経験というのかな、そんなことから、それは教育長が委嘱したのですか。教育長が委嘱するのですか。

○委員長（後藤 勲君） 社会教育課長・服部君。

○社会教育課長（服部重典君） お答えいたします。

教育委員会が委嘱するというものになっておりますので、教育長から委嘱状が交付されることになります。町外のスポーツ推進委員さんにつきましても、町のいろんな活動に対しまして現在もご協力いただいている状況にあります。

以上です。

○委員長（後藤 勲君） 熊谷君。

○委員（熊谷善行君） ということは、ほかの町が、例えば釧路市でも、隣の鶴居村でもそういう方がおられたら委嘱するということですか。

○委員長（後藤 勲君） 社会教育課長・服部君。

○社会教育課長（服部重典君） お答えいたします。

規則的には町外の方もそういった熱意があれば委嘱することになりますし、現実的に今ちょっといないのですが、例えば学校の先生なんか住所が町外にあって、そういった形でスポーツ推進委員さんとして協力したいという申出があれば非常にそれはウエルカムな話でございまして、教育委員会としては、そういう方はぜひ委嘱したいと。現在13名なのですが、一応このスポーツ推進委員さんの定数というのが30名で、今もう半分もないような状況でありますので、広くそういった方を募集している状況にあります。

以上です。

○委員長（後藤 勲君） ほかにご質疑ございませんか。ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） なければ、11款災害復旧費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） なければ、12款公債費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） なければ、13款諸支出金について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） なければ、14款職員費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） なければ、15款予備費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） なければ、第1条、歳入歳出予算の歳入、1款町税から21款町債まで一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。ございませんか。

本多君。

○委員（本多耕平君） 23ページ、いいですね、委員長。

○委員長（後藤 勲君） はい。

○委員（本多耕平君） いいですね。

○委員長（後藤 勲君） はい。

○委員（本多耕平君） 公園使用料、ときわパークゴルフ場70万円、この算出基準はどうなっていますか。

（「委員長」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） はい。

○委員（本多耕平君） あまり何回も言うの嫌だから続けて。

前にもお約束したように、高齢者についての検討をされて、この70万円の目方をされたのでしょうか。ご案内のように多分この問題については、高齢者の無料化ということを議会でいつか過去に話したことがあります。これもまた検討させてくださいという宿題になっていたものですから、同じ金額になっているので、この高齢者の使用料はどのようになったか、これも含んでいるのか含んでいないのか、それだけで結構です。

（「委員長」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） はい。

○委員（本多耕平君） 内訳だけでいいです。検討したかしないかというのはまた後の機会の議論といたしますので、この70万円の算出基準だけ、どのようなことから70万円になったのか、それでは、今回はそれだけで結構です。

○委員長（後藤 勲君） 休憩いたします。

休憩 午後 2時38分

再開 午後 2時43分

○委員長（後藤 勲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

社会教育課長・服部君。

○社会教育課長（服部重典君） お答えいたします。大変申し訳ございません。

積算につきましては、過去の実績により算定していて、実際に個人の方が何名利用してという積算ではございませんので、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（後藤 勲君） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） ほかにご質疑ございませんか。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） なければ、第2条、継続費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） なければ、第3条、繰越明許費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） なければ、第4条、債務負担行為について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） なければ、第5条、地方債について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） なければ、第6条、一時借入金について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） なければ、第7条、歳出予算の流用について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） なければ、以上で議案第19号、一般会計予算を終わります。

次に、議案第20号、国民健康保険事業事業勘定特別会計予算、第1条、歳入歳出予算の歳

出、1款総務費から10款予備費まで一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） なければ、第1条、歳入歳出予算の歳入、1款国民健康保険税から7款諸収入まで一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 14ページなのですけれども、ここに国保の事業費納付金の金額が出ています。これ、間違いないでしょうかと言ったらすごく失礼な質問になるのですけれども、僕が入手した金額よりも若干少ないのです。これ、ちょっと説明していただけますか。この金額を町として納付しなければいけないという金額ですよ。

○委員長（後藤 勲君） 住民課長・村山君。

○住民課長（村山新一君） お答えしたいと思います。14ページの歳出の部分の1目国民健康保険事業費納付金、18節の金額の中身ということでよろしかったでしょうか。

記載のとおり一般被保険者医療給付費分は2億8,311万5,000円、前年と比較しまして75万3,000円の減額となっております。あと、一般被保険者後期高齢者支援金等分は8,697万2,000円で、前年比193万2,000円の減額です。介護納付金分につきましては3,503万円ということで、前年比としまして130万3,000円の減ということで、合計で4億511万7,000円でございます。

○委員長（後藤 勲君） 深見君。

○委員（深見 迪君） これ、比較で金額が下がっていますよね。聞こえませんか。比較で金額が下がっていますよね。これは、今回の議会でもちらっと聞いたのですけれども、国保の対象者が少なくなったことが主な原因なのでしょうか。

○委員長（後藤 勲君） 住民課長・村山君。

○住民課長（村山新一君） お答えしたいと思います。

国保加入者でございますが、冒頭、説明のときに申し上げましたけれども、令和3年度と比べて国保の加入者については163名減少しているというところ、あと75歳以上になりますと後期高齢者医療のほうに移行されるといったところで、国保については今申し上げたような金額に減額になっているということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（後藤 勲君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） なければ、第2条、一時借入金について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） なければ、以上で議案第20号、国民健康保険事業事業勘定特別会計予算を終わります。

次に、議案第21号、下水道事業特別会計予算、第1条、歳入歳出予算の歳出、1款総務費から5款予備費まで一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(後藤 勲君) なければ、第1条、歳入歳出予算の歳入、1款分担金及び負担金から7款町債まで一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(後藤 勲君) なければ、第2条、地方債について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(後藤 勲君) なければ、第3条、一時借入金について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(後藤 勲君) なければ、以上で議案第21号、下水道事業特別会計予算を終わります。

次に、議案第22号、介護保険事業特別会計予算、第1条、保険事業勘定、歳入歳出予算の歳出、1款総務費から7款予備費まで一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(後藤 勲君) なければ、第1条、保険事業勘定、歳入歳出予算の歳入、1款保険料から8款諸収入まで一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(後藤 勲君) なければ、第2条、介護サービス事業勘定、歳入歳出予算の歳出、1款サービス事業費から3款予備費まで一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(後藤 勲君) なければ、第2条、介護サービス事業勘定、歳入歳出予算の歳入、1款サービス収入から4款繰越金まで一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(後藤 勲君) なければ、第3条、一時借入金について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(後藤 勲君) なければ、第4条、歳出予算の流用について質疑を許します。ご質疑ございませんか。ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(後藤 勲君) なければ、以上で議案第22号、介護保険事業特別会計予算を終わります。

次に、議案第23号、後期高齢者医療特別会計予算、歳入歳出予算の歳出、1款総務費から4款予備費まで一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(後藤 勲君) なければ、歳入歳出予算の歳入、1款後期高齢者医療保険料から

4 款諸収入まで一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(後藤 勲君) なければ、以上で議案第23号、後期高齢者医療特別会計予算を終わります。

次に、議案第24号、簡易水道事業特別会計予算、第1条、歳入歳出予算の歳出、1 款総務費から4 款予備費まで一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(後藤 勲君) なければ、第1条、歳入歳出予算の歳入、1 款分担金及び負担金から7 款町債まで一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(後藤 勲君) なければ、第2条、地方債について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(後藤 勲君) なければ、第3条、一時借入金について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(後藤 勲君) なければ、以上で議案第24号、簡易水道事業特別会計予算を終わります。

次に、議案第25号、病院事業会計予算、第1条、総則から第8条、重要な資産の取得及び処分まで一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。

鈴木君。

○委員(鈴木裕美君) 診療報酬の関係で全員協議会の中でもご説明ありましたけれども、この予算に関しては、診療報酬については要員不足ということがあって基準の10対1が、看護師さん1人に対して10人の患者さんを見るという10対1が取れなくなるのではないかとというふうに全員協議会の中でも説明されておりましたけれども、これは見込んでの予算ですか。

○委員長(後藤 勲君) 病院事務長・伊藤君。

○病院事務長(伊藤順司君) お答えいたします。

今回の予算につきましては、その減算を予定しての予算ではなくて、通常の診療報酬を見込んでいるというような内容の予算となっております。

○委員長(後藤 勲君) ほかにご質疑ございませんか。

熊谷君。

○委員(熊谷善行君) 機器の入替えのお話がありました。それで、エックス線平面検出装置、高圧蒸気滅菌器、ここが大きな金額でしたが、これは平成18年に購入したと聞いたのですけれども、使用期限というか、おかしいけれども、何年ぐらいでそれは本来更新していくべきなのか、そういうことは決まっていますか。

○委員長(後藤 勲君) 病院事務長・伊藤君。

○病院事務長(伊藤順司君) お答えいたします。

医療機器に関しましては、特に耐用年数というのは決まっていませんけれども、税で言う固定資産の耐用年数でいけば医療機器としては7年から8年というふうには聞いておりますが、今回はそれにほぼ近い数字になったので更新していくということと、あと保守のほうの期限が切れるという中で、いざとなったときには保守が行えないということなので、今回更新するという形になりましたので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（後藤 勲君） 本多君。

○委員（本多耕平君） 26ページ、25ページの委託料でありますけれども、先ほどの説明で前年度対比900万円をプラスするというお話がございました。実は、私、これを見ていて実に委託料というのは、件数を数えました。ここに46件の委託料が出ております。中を少し見ましたら、いわゆる装置の保守点検あるいはまたシステムの保守点検あるいは設備の点検等々が、病院の関係ですから必要なかなとは思いますが、この問題、もう少し、例えば集約化するとか、あるいは委託料ですから、委託するわけですからいろいろな問題があるのでしょうか、簡素化するような方法はできないのでしょうか。その2点、900万円上がったその理由と、さっき言った、余りにもこれを見ていて分からない保守点検、装置点検、システム点検、設備点検等々がありますけれども、繰り返しますけれども、これが集約化されるようなことはできないのでしょうか。

○委員長（後藤 勲君） 病院事務長・伊藤君。

○病院事務長（伊藤順司君） お答えいたします。

まず、昨年と比べて増減があったという部分でございますけれども、今回主に上がった部分で申しますと医療の請求事務委託料、主にクラークの委託料でございますけれども、こちらが約545万円の増です。それから、清掃委託料で88万円、エックス線テレビ装置保守点検委託料で246万円、今回大きく上がったのが人材確保業務委託料で983万円でございます、この部分が大きく増加したというところでございます。

これらを集約できないかということなのですが、医療機器につきましては各メーカーごとにメーカーが保守点検をするということで、今導入している医療機器がそれぞれメーカーが違うものですから、それを違ったメーカーに保守点検を委託することは恐らく難しいのかなと思っておりますので、個々に導入したメーカーが保守点検をするということがベースになっておりますので、なかなか集約化についてはちょっと考えにくいのかなというふうには思っているところでございます。

○委員長（後藤 勲君） 渡邊君。

○委員（渡邊定之君） 26ページの14、手数料の項目ですけれども、紹介手数料445万5,000円あります。これは何か所ぐらいのところに紹介、案内を出しているのですか。

○委員長（後藤 勲君） 病院事務長・伊藤君。

○病院事務長（伊藤順司君） お答えいたします。

正確な数字はちょっとお答えしかねますけれども、現在4社から5社の人材紹介会社に医師、それから看護師のお願いをしているという状況でございます、それぞれの業者さんから紹介があった場合には、例えば想定の年収ベースで手数料を払うというような形になって

いますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（後藤 勲君） 渡邊君。

○委員（渡邊定之君） 例えば手数料を払っているところから何の紹介もないという場合は、ただ出しっ放しで終わりですか。

○委員長（後藤 勲君） 病院事務長・伊藤君。

○病院事務長（伊藤順司君） お答えいたします。

基本的には紹介があった場合に手数料を支払うことであって、例えば年間契約で幾ら払うということではなくて、あくまでも紹介があったときに支払うというような手数料でございます。

○委員長（後藤 勲君） ほかにご質疑ございませんか。

鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） その上の人材確保業務委託料、昨年から比べると900万円何がしが増加をされているということですが、これと紹介手数料というのはリンクしないのか、その辺まず伺いたいです。

○委員長（後藤 勲君） 病院事務長・伊藤君。

○病院事務長（伊藤順司君） お答えいたします。

手数料につきましては、紹介があったときに業者さんに払う手数料ということでございまして、委託料のほうはコンサルティング会社のほうにお願いしているコンサル料、それから今回は看護師を派遣していただくことで大幅に増額を見込んだということで、単価掛ける人数、それから採用の月数を算定した中での委託料を見込んでいるという状況です。

○委員長（後藤 勲君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 先ほど、紹介手数料は紹介されなくて採用にならなかったら支払わないということをおっしゃいましたよね。では、このことにつきましても、人材確保の件についても、紹介されて採用されなければ支払わなくてもいいという解釈でよろしいのですか。

○委員長（後藤 勲君） 病院事務長・伊藤君。

○病院事務長（伊藤順司君） お答えいたします。

当院がコンサルティングを依頼している会社につきましては、年間契約で看護師、それから医師の部分で派遣事業者と当院の仲介役を担っていただいているというようなことですので、年間契約、紹介がなくてもこのコンサルティング料は支払うというような形になっております。実際、当院がそれぞれの人材派遣業者と密に連絡を取るのなかなか厳しいということで、仲介に入ってもらって当院と各派遣業者の中を取ってもらっているということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（後藤 勲君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 理解いたしましたが、それではここは、契約しているコンサルティングは1社ですか。

○委員長（後藤 勲君） 病院事務長・伊藤君。

○病院事務長（伊藤順司君） コンサルティングを依頼している会社は1社でございまして、

今回増えた分につきましては、先ほど申しましたナースを派遣していただくため、別の会社
にお願いしたという部分でございます。

○委員長（後藤 勲君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） なければ、以上で議案第25号、病院事業会計予算を終わります。

次に、議案第26号、上水道事業会計予算、第1条、総則から第7条、他会計からの負担金
まで一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） なければ、以上で議案第26号、上水道事業会計予算を終わります。

以上で議題8案の逐条質疑は終了いたしました。

休憩いたします。

休憩 午後 3時05分

再開 午後 3時15分

○委員長（後藤 勲君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

続いて、議題8案一括して総括質疑を許します。ご質疑ございませんか。

長尾君。

○委員（長尾式宮君）（発言席） 簡潔に3点ほど質問いたします。

1点目は、土木建築の経費について伺います。

昨今、全国的ではございますけれども、人手不足あるいは世界情勢を起因とする物価の高騰、そういったものが町内の業者の間でも大変重荷になっております。特に人件費の高騰と、そしてあとは仕事があってもなかなか働ける人がいないと。特に地方の現場に赴きますと、長年勤めていた年齢層が高めの方が多い、そういった会社さんが多いのではないかと思います。

そこで、改めて伺います。今年度の町の予算のほうでも需用費等が軒並み加算されておりますけれども、今年度の土木建築事業の経費についてそういった配慮がされているのかどうか伺いたいのが1点と、あと標茶の経費単価の計算、それと道と若干違うようだというところで、こういった根拠で計算しているのか伺いたいと思います。

○委員長（後藤 勲君） 建設課長補佐・菊地君。

○建設課長補佐（菊地 誠君） お答えいたします。

標茶町における公共建設工事等の諸経費等計算につきましては、原則、国または北海道が制定しております積算基準により運用しているところであります。そのほか単価、歩掛かり等につきましても、北海道が改定したものに対しまして迅速にタイムラグなく採用しており、一番新しいもので反映しているところであります。

また、委員ご指摘の土木工事に関しまして町独自のものがあるというお話ですが、道路維持工事等につきましては、書類の簡素化等を図り、町独自経費で算出しているものもござい

ます。ただし、単価や歩掛かり等につきましては、そのほかの工事と全く変わらず、国や道が制定しているものを採用しておりまして、さらに経費につきましても、北海道や国が制定したものの改定に合わせて最新のものに見直しをして運用を図っているところでありますので、ご理解をお願いいたします。

○委員長（後藤 勲君） 長尾君。

○委員（長尾式宮君） 改めて伺います。

今年度の予算にそういった経費の計算というのは反映されているのでしょうか。

○委員長（後藤 勲君） 建設課長補佐・菊地君。

○建設課長補佐（菊地 誠君） 予算の段階では、その段階の最新のものを採用して算出しております。また、発注段階におきましては、常に毎月のように改定がございますので、その月のものを反映して発注していく形になると思います。

○委員長（後藤 勲君） 長尾君。

○委員（長尾式宮君） 国、道、そういったものの基準を算定に随時更新しているというところがございます。ですので、また改めて質問する機会があれば、そのときのためにまた私のほうでもいろいろ調べてみたいと思います。

次の質問に参ります。

現在、牛乳が余っていると。メディアなんかでも牛乳が計画減産されるのではないかと、あるいは牛を処分して補助金を出す、そういった話が出ております。そこで、お伺いしますが、標茶町で生乳の生産調整で廃棄が仮に出た場合、町と農業団体で買い取り、有効活用をするといった方法は可能なかどうかというのを伺いたいと思います。

○委員長（後藤 勲君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山 尚君） お答えいたします。

まず、生乳、町内で廃棄があるかどうかという状況だったのですけれども、農協さんに確認しましたら、今現在そのような状況にはないと、生乳廃棄は起きていないということで伺っております。

それから、お尋ねの部分だったのですけれども、生乳の生産調整で廃棄が出る場合、町と農業者団体で買い取って有効活用できないかというところだったのですけれども、基本的には町内のほとんどの農家さんが、俗に言うインサイダー取引、系統取引している農家さんについては、ホクレンさんと農家さんが要は生乳取引に係る契約を結んでいるわけなのですが、いずれにしましても、例えばそれを買う場合はホクレンさんから買い取るというような形になろうかと思います。ただ、生乳を買い取って生乳を製品化するまでには、そのままでは出荷できません。例えば均質化であったり、低温殺菌処理ですとか、そういった処理が必要になってきますので、そうしたことを誰がやるか、できる者がいるかという問題がありますので、そこについてはなかなか難しいのかなというふうに理解しております。

それから、先ほどちらっと話の中で乳牛リタイア事業の話もされていましたが、基本的に国は40万トンの需給ギャップを埋めるために、この乳牛リタイア事業、農家さんもこの事業を使わなくても一生懸命減産に取り組んでおられるのですけれども、それと同時に、

やはり牛乳消費拡大に関わる取組が、まずは生乳の廃棄を発生させないために必要な措置かなということで、今回、令和5年度の予算の中でも牛乳消費拡大予算のほうを増額しております。それから、その部分に関しましては、酪農振興会連合会等と連携しながら、令和5年度においても令和4年度同様、牛乳消費拡大に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解のほうをよろしくお願いいたします。

○委員長（後藤 勲君） 長尾君。

○委員（長尾式宮君） 最近、メディアでは人口増加に伴う次世代のたんぱく質の確保で、日本国内でも、今、政府がコオロギをたんぱく源としようということで予算つけているなんて話も耳にしております。私どもにとっては、牛乳を捨てて、牛を廃棄して、それでコオロギを食べましょうなんてばかな話は絶対あり得ないので、どうにかしてでもやはり牛乳を捨てない、そして牛を殺さない、次の時代につなげていく、そういったものが必要だというふうに感じております。

では、次の質問に移ります。お試し暮らし住宅の件で伺います。

お試し暮らし住宅、始めてもう10年以上そろそろたつのではないかなというふうに思っております。初期の頃は、地元の団体に委託して事業をやっております、私、そのときお手伝いしておりました。具体的には、入居前の清掃、退去後の清掃、それを部員でローテーションを組みながらやっておりました。

そのお試し暮らしの趣旨というのは、もともと本州、都会に住んでいる方が北海道に引っ越してきたい、だけれども、どこに住んでいいかわからないので、まずは仮住まいをしてみよう、そのために各自治体でお試し暮らし住宅事業を起こしているわけでございます。そういった中で、これは実際私が感じた部分ですけれども、全部が全部ではありませんが、中には道内のお試し暮らし住宅を転々として北海道旅行を楽しんでいる方、そういった方々も実はいらっしゃいました。そういった意味では、私、当時ボランティアのつもりでやっていましたので、当然ボランティアですけれども、そういう地元の人の気持ち、できるだけいろんな事業でお手伝いして、標茶に足を向けてほしい、標茶に住んでほしい、そういった思いがあって手弁当でやってきた経緯がございます。ただ、利用される方はそういう人ばかりではなかったというのが非常に残念でありました。

今は、町のほうでその事業を引き継いでやっているわけでございます。また今年も新たに整備をされるというところでございますが、これはあくまでも提案の一つでございますけれども、そろそろ内容を改めてみる時期ではないのかなというふうに感じております。また、それに先立ちまして、現在のお試し暮らし住宅の町での事業の現状、そういったものも伺った上で質問いたします。

○委員長（後藤 勲君） 企画財政課長・長野君。

○企画財政課長（長野大介君） お答えしたいと思います。

お試し暮らし住宅のほう、平成24年に整備したというようなことで、もう10年以上経過しているわけでございます。令和3年から町のほうで、商工会青年部に委託していた分を戻し、自分たちでやるようにしたというような経過がございます。

現在のお試し暮らし住宅の状況でございますけれども、以前からやった上茶安別の住宅に加えて、令和3年度から塘路のほうのログハウスを始めまして、今現在は2棟で、新年度の予算のほうで、もう一棟、新たに塘路のほうに住宅を設けようというような形で動いております。

やはり以前から、安い宿代わりというか、そういった印象を受ける方というのはいなくなかったというのは、私も実感しているところでございます。基本的には、うちのほうも移住を希望する人、いろんな移住の方法はあると思うのですが、より標茶に住みたいという方をアンケートで選考するというような形で、通常のほかの自治体とかは先着だったりとか、あるいはうちみたいなアンケートで、より希望がある方というような手法を取っているところというのは少ないものですから、そういった部分では、ほかの町よりは、できるだけ本町に根づいてもらうというようなきっかけでうちの町の移住のお試し住宅を利用されている方が多いのかなというふうには思っております。

やはり以前、商工会青年部さんでやっていただいたときには、食事会をやったりだとか、あるいは町のほうで町を案内したりだとかというようなことで、あとほかにも花いっぱいコスモス推進会議とかのそういった活動をするときにご案内したりだとかというようなことで、できるだけ町民と触れ合う機会というのを増やしていたわけなのですが、若干、令和3年度から商工会青年部からバトンタッチした後は、そういった食事会とかというのもちょっとやっていないような状況だったものですから、できるだけこれからも町民と触れ合うような機会を増やしていきたいながら、定住者を、少しでも本町に移住してもらえる方というのを増やしていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○委員長（後藤 勲君） 長尾君。

○委員（長尾式宮君） ここ一、二年の利用者のタイプというのですか、リタイアしたご夫婦なのか、あるいは若い家族、ファミリーなのか、分かる範囲で結構ですので、何件の利用でどういう家族形態の方が利用されたのか伺います。

○委員長（後藤 勲君） 企画財政課長・長野君。

○企画財政課長（長野大介君） お答えしたいと思います。

令和3年度はコロナの関係で8月以降に若干入居していただいた経過がございまして、令和3年度については、リタイアしている60代の方が1組と、あと現役世代というか50代の方2組でございます。令和4年度でございますけれども、60代以上というのが約半分、あと、それ以外の方、30代から40代、50代の方が半分というようなことで、全部で9組利用されております。

○委員長（後藤 勲君） 長尾君。

○委員（長尾式宮君） コロナ以降も定期的にそうやって利用してもらっているのだなというのはありがたいことだと思います、経費をかけてやっていることですので。ただ、そういった中で、ちょっと当時から、私、疑問だったのですが、遠くからいらっしゃった方、こちらでお試し暮らしする際に、以前は町なかにもありましたけれども、今は茶安別と塘路

ということですが、移動手段とかそういったものというのは、交通機関が限られていると思うのですが、中にはやっぱり車でいらっしゃる方とかもいたのかなというのが1つ。

あともう一つ、町長の公約にも、塘路地区、これから人口を増やしていきたいという思いが込められていると思うのですが、そういった意味で塘路地区というのは、私、随分前に定住自立圏構想の協定について質問したことがあるのですが、そういった意味では田舎に住みながら、いわゆるこの辺で言うところの大きな町というとならぶ市になりますけれども、そういったところの行政サービスを同じ条件で受けられる、そういった内容だったかと記憶しております。そういったものをもう少し、お試し暮らし住宅にいられた方、そういったこともやっていますよということも含めて説明する機会というのですか、オリエンテーションの中に織り交ぜてもいいのではないかなというふうに考えておりますけれども、お試し暮らし住宅を利用された方々に、今、町のほうでやっておりますけれども、今後どういうふうにアプローチしていきたいか、ちょっと伺いたいと思います。

○委員長（後藤 勲君） 企画財政課長・長野君。

○企画財政課長（長野大介君） お答えしたいと思います。

まず、1つ目、移動手段なのですが、これは今までもほぼほぼ車で、フェリーで来られる方が多いですね。まれには飛行機だとかで来てレンタカーを借りてという方もいらっしゃいますけれども、ほぼほぼ車移動という、自家用車というような形でございます。

それと、2つ目の部分ですが、できるだけ住民の、町民と同じような生活をしてもらうというところで、普通の通常の宿とは違うというところの部分でまずは分けていきたいなというふうには考えておまして、今、塘路の部分につきましては、塘路の地域会の方にちょっとお願いして、地域会でやるような取組に参加させてもらうようなことだったりとか、あと、これからまたちょっと地域の方と話していくのですが、例えば地域のサークルとか、そういったものに参加させてもらうとか、やっぱりできるだけ住民と触れ合うことということが、友達ができてとか、あるいは標茶町で町民と同じ生活をするということによってやっぱり移住の機運が高まるというような状況がございまして、過去に、平成24年からお試し暮らし始めているのですが、それを使って実際に移住された方というのも7組おまして、やっぱりその効果というのは大きいということと、あとやっぱり移住をするために自治体がいっぱい取組をやっているというところが、やっぱり町を選ぶ一つのきっかけにはなっているというふうなところかなというふうには思っておりますので、事業なので効果というのももちろんあると思うので、その辺はすぐにお試し暮らしを使った方が来年に来るかといったら、なかなか時間を空けてというふうなところもあるのですが、より利用者が移住できるような、してくれるような取組というのを今後も継続していきたいなというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（後藤 勲君） 長尾君。

○委員（長尾式宮君） 冒頭、私、そろそろいい時期なので区切りをつけやなんていう提案をしていましたけれども、7組も移住につながった方がいらっしゃる。大変この事業の

効果があったのではないかなというふうに思っております。また、私も若干お手伝いした中で、言い方は悪いですが、悪いイメージがあったものですから、本当にやる意味があるのかなというふうに悪く捉えていた部分もありましたけれども、これから塘路地区だけではなく市街地も含めて、標茶に住みたいという人がどこに魅力を感じてくれるかというのは人それぞれかと思えます。そういった中で、この事業がこれからも効果的に移住促進の一つのツールとして今まで以上機能してもらえる、そういった事業に携わっている人たちがこれからも結果を、結果と言うとおかしいですが、いい知らせが届くようにますます頑張っていたらと思います。

質問は以上です。

○委員長（後藤 勲君） ほかにご質疑ございませんか。

鈴木君。

○委員（鈴木裕美君）（発言席） 3点についてご質問申し上げたいというふうに思いますが、4年間いろんな思いで質問させていただきましたが、教育委員会の室長におきましては転勤されていかれるということを伺いましたので、そちらのほうにちょっとご質問申し上げたいなというふうに思っておりますが、不登校の方々に対して私はご質問を申し上げました。そうすると、一昨年すぐに民間施設に行ってくださいって状況等を確認されたということで、大変ありがたく感謝申し上げます。

また、うれしいことに去年の5月から民間でフリースクールを開設したというポスターを見させていただきましたが、教育委員会としては、不登校の子供たちに対して、この開設されたフリースクールとの関係を、どのように連携を取られてきましたか。伺いたいと思います。

○委員長（後藤 勲君） 指導室長・秋山君。

○指導室長（秋山 豊君） お答えいたします。

民間のフリースクールと学校の関係は、少し難しさを感じていたところです。というのは、施設として非常に設置の目的も明確ですし、それが支えになる子供たちも多くいるというのは理解をしています。ただ、学校として、そこに行くことをなかなか公に勧めるというのは、少しまたそこで誤解を招く可能性もあるなというふうに校長会等と相談をしておりました。ですので、登校だけが今は目的ではございませんので、個別に、例えば釧路市のこういうセンターがあるよとか、いろんなことを紹介する中で紹介できればいいのかなというふうに話をしていたところです。

以上です。

○委員長（後藤 勲君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） ありがとうございます。本当に個別対応でもこの件につきましては非常に難しいということがありまして、私自身もお話伺っておりましたら、保護者よりもその児童生徒それぞれの個々が本当に難しいのだなと。せっかくできていたフリースクールであっても、やはり行きたくないのだ、そういう気持ちはどうも個々にはあるみたいで、でも何とか行き場所をきちっとつくってあげないかというのが私の思いですので、これからもぜ

ひ教育委員会として、このフリースクールと不登校に関して、保護者も子供も含め児童生徒も含めて連携を取りながら、何とか通えるように連携を取りながら進めていただきたいというふうに思いますが、教育長、いかがですか。

○委員長（後藤 勲君） 教育長・青木君。

○教育長（青木 悟君） お答えいたします。

今、室長から答えたように、やっぱり学校は不登校の問題に非常に頭を抱えているのが実情です。それぞれ原因は様々で、個々への対応というのも非常に大事になってきております。担任も本当に不登校の子供たちのために、朝昼晩、空き時間も利用して電話をしたり、家庭訪問したりというような努力をしているというふうに私も受け止めております。ただ、今、室長からあったように、やはり個々への対応というのは非常に大事ですので、また、学校に行くことが最終目的ではないというような考え方に、今、変わりつつあるので、個々の生徒に合った、そういった道につなげていくということが、今、学校に期待されているところでありますので、引き続き学校と連携を取りながら、また、関連施設とも連携しながら、やはりこの不登校の問題には進んで委員会としても取り組んでまいりたいというふうに思いますので、どうぞご理解賜りたいと思います。

以上です。

○委員長（後藤 勲君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） ぜひ取り組んでいただきたいということを申し上げたいというふうに思います。

次に移ります。

非常に残念なことが昨年起きました。私も詳しいことは分かりませんが、全国ニュースあるいは新聞報道におかれまして、正直言って小学校の名前は出ませんでしたけれども、子供に対しての、言葉はつきり言えばいせつ行為があったような、そのように見られていて、結果として子供たちが大変不安な状況に陥っていたということで、伺いますと、学校側は即、保護者会を開いて説明したというふうには伺っておりますが、その後の対応として子供たちが毎日不安がっていたと。いつの時点でしたか、議会の場でしたか、その担当された担任を出席させていないと、そしてさらに子供と会わせないようにしてきたということがあります。ただ、学校に出勤したとしても、子供にとっては、いつ校内で会うのかという、そういう不安をずっと抱えてきたのですね。そういう面で、児童に対してのメンタルケアというのをきちっと専門職を配置して実施されてきたのか。正直言うと、もう半年以上もたっておりますので、子供たちも少しずつ落ち着いてはきたとは思いますが、その辺の対応はどうだったのですか。

○委員長（後藤 勲君） 教育長・青木君。

○教育長（青木 悟君） ご質問にお答えいたします。

今、委員ご指摘のとおり、昨年そういう非常に何とも言い難い事件が起きたということは、もちろん私も承知しております。強制わいせつは、やはり人間の尊厳を著しく傷つける許されない行為だというふうに捉えております。加えて、児童生徒を指導すべき教員がこのよ

うな被疑で逮捕されたということに、非常に怒りとやはりやるせなさを感じているところがあります。遺憾に思っています。

学校としては、ご指摘どおりで、保護者会を開いて、子供たちへのスクールカウンセラーを用いた子供たちのケア、それから生徒のやっぱり登校指導、下校指導、そういったところに、本当に日々、今でも取り組んでいただいていることに、私自身も頭が下がる思いであります。加えて、やはり保護者との面談等も私自身も2度実施して、節目節目ごとに意見を伺いながら、あるいは今の学校体制がそれでいいかどうか、様々なご尽力をいただきながら今日に至っているところであります。

今後、これからも、こういった指導はぜひ続けていきたいと思ひますし、加えて中学校、校長会全体、それから管内教育長会議でも、私、発言させていただきましたけれども、全管内でこれは取り組むべき問題と考えているとともに、引き続き学校のケアに努めてまいりたいと思ひますので、ご理解いただきたいと思ひます。

以上です。

○委員長（後藤 勲君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） とても大事な子供たちですね。子供たちの心を傷つけないように、ぜひ学校の姿勢として取り組んでいただきたいというふうに思ひます。

また、あれは1クラスでしたね。ですから、担任がお休みになつていて、そのフォローをそれぞれの現場といいますか、学校の先生たちがカバーをしてきたというふうに伺つてきておりますが、教職員1人、その担任として配置できなかったのでしょうか。できる努力はされたのですか。

○委員長（後藤 勲君） 教育委員会管理課長・常陸君。

○教委管理課長（常陸勝敏君） お答えいたします。

ちょっと個別の案件については、まだ現在も事実確認を進めている段階でございますので、そこについての発言は控えさせていただきたいと思ひます。

その担任、1人の教諭の穴が空いた分の補充というか、そういう部分だと思いますけれども、現在も、今、言ったように、その身分については教諭のままの、町に在籍になっておりますので、そこへの補充というか、そこについては当然できません。欠員になったということであれば、その後の補充というのは対応、道教委のほうにお願いをして新たな職員ということも可能なのですが、現在そういう状況ではありませんので、そこについては学校の中でほかの教員含めてカバーをしているということでありまして、そういう部分で他の先生方についても負担をかけている部分もありますので、そこについては管理職含めて、教員のメンタル部分も当然あります。そういう部分も含めてしっかりと対応してもらえるように、こちらからもお願いをしている状況であります。

○委員長（後藤 勲君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） そうですね。配置基準があつて、個々の問題が、まだ退職もされていないとなると、道教委としてもカウントされますから、担任を1人配置するということは非常に難しいのかなというふうには思ひます。でも、やはりそれぞれ皆さんの職場が一生懸

命に仕事に携わっていて、さらに仕事が増えたということですが、やむを得ないといえはやむを得ませんけれども、ぜひその辺、過重労働というのはオーバーですけれども、ならないように、先生方のメンタルも含めてしっかりと見届けていっていただきたいなということをお願いしたいというふうに思います。

それでは、最後の質問にいたします。

昨日、全員協議会を開かれまして、憩の家のデザインの担当されていました方が、私どもに観光宿泊施設の名称についての説明をしにわざわざ来ていただきました。大きなテレビでビデオを見させていただきましたが、私ども標茶に住む人間にとっては、あのすてきな大自然は十分に理解をしております。ですから、昨日のビデオにおいては、るる説明されましたけれども、結果として、その方の言い方にするとインバウンドで呼び込めるのだと、そういう言い方をされましたよね。

私は、今日、名称だけについてご質問したいなというふうに思いますが、一昨年、同僚議員が名称について、なぜ小中高生にアンケートを取ったのかというご質問をされております。当時の課長は、正式には決定をしていませんというふうに答弁をしております。

それと、ずっと私、何か気になった部分がありましたので、議事録を読ませていただきました。そうすると、「公募する否かの部分」が、結局、町民全体に求める、これも「選択肢の一つと考えたところなのですが」というご答弁がありました。ここですね、私、気になったのは。「ネーミングについても、供用開始されてから、あの施設の知名度につながる非常に大事な要素だ」というふうに考えておられて、フリーハンドで町民の皆さんから募るのがどうなのかというようなところで、逆に危険性もあるというようなところ」があったと、そのように副町長が答えているのですよ。私、その危険性という記憶があったものですから、議事録を見させていただきましたら、確かに議事録に危険性があるというふうに書かれておりました。これ、一般町民、もちろん小中高生も含めての一般町民にこうやって募ることがどんな危険性があるのでしょうかね。私は、その辺がちょっと理解できないのですよ。そこをまず伺いたいなというふうに思います。

○委員長（後藤 勲君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

ご指摘のように、そのやり取りの中では、今、委員が読み上げられたと思うのですが、そのとおりに答えてしまったところ。ちょっと言葉の使い方はまずかったなというふうに後ほど反省しておりました。そのときの前半部分、フリーハンドで公募する、結局その名称が利用される方々に上手に浸透するというのがその後の集客等につながるという部分で大事であるということがまず1つ。そのために従前行っていたような町民公募型だけでいいのかというようなところで、委託先のほうの提案を受けて、そして昨日もお答えをさせてもらったのですけれども、この先、主に使っていくだろう世代に問うてみたという、そういうプロセスをさせてもらったというところであります。危険性というのは、本当に、私、誤解を招く説明の仕方だったなというところで反省をしているところであります。

○委員長（後藤 勲君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） そのように副町長答弁されましたから、そうかなというふうに一応理解はいたします。

その名称について、「キーワードとなる地名を、釧路湿原、それから標茶、茅沼というところは織り込みたい」、そのように言っております、答弁されております。3つの名称から一番投票が多かったということで「ぽんぽん」というのに選ばれたと、確定ではないということですが、ぽんぽんというのは、昨日の説明でも小さな神と言われました。小さな神というのが、私は、釧路湿原もしくは標茶、茅沼というね……

（「ポンカムイが小さな神」の声あり）

○委員（鈴木裕美君） ああ、そうか。それにしても、そういう行政側の思いが、その名前の中に織り込まれているのだろうかというふうに思ったものですから、その辺もう一度伺いたいというふうに思います。

○委員長（後藤 勲君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

名称につきましては、この後、いわゆる施管条例を改正する作業の中で提示をさせてもらおうというふうに思っておりましたけれども、そこに記載される名称には、先ほどの答弁をした当時には、釧路湿原、それから標茶、加えて茅沼、それらをキーワードにしたものを織り込みたい、そして委託先から提案を受けた名称についてうまく組み合わせていけないかという考えで当時は答弁させてもらっております。釧路湿原とかというのは既にある言葉なので、昨日は新しく出てきた名前、案についてこういう考え方でつくりましたという説明があったのですが、この先の作業の中で、最終的にどんな形にするかというのはこれから皆さんとも相談しながら決めていきたいというふうに考えているところです。

○委員長（後藤 勲君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 私、昨日の説明を受けて、最後に彼いわく、変えてもらってもいいですよというようなニュアンスでおっしゃってましたので、そこが私は救われるかなというふうに思いました。ぜひ、町民の皆さんが、動物ばかりではなくて、何なのだろうというふうな声を多く寄せられておりますので、条例のときにもう一度議員にも相談をしていただいて名称については決めていただきたいというふうに思いますが、もう一度伺いたいと思います。

○委員長（後藤 勲君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

繰り返しになりますけれども、委託先から提案を受けた名前、それも含めてこの先相談しながら決めさせてもらいたいというふうに思っております。

それから、先ほど、ぽんぽんの話なのですが、ポンは小さな、それからポンユだけで神の湯、そういう解釈もあるということで説明をされていたというふうに記憶しております。

○委員長（後藤 勲君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 冒頭、名称についてということで質問いたしますというふうに言いましたが、昨日のわざわざ説明にお越しくださったビデオの中で分かったのは、備品

について、私が以前質問いたしましたように、地元の業者から購入をしていただきたいと、それが経済効果となるのだというお話をされまして、答弁として地元の業者を利用するという、そのように答弁はいただいておりますが、どうも昨日のご説明いただいていたら、これ、商品名を出していいのかな。それについても日本デザインセンターの方が担っている備品を、スライドの中にもありましたし、そういうものをという言い方をされておりました。その辺どうなのですか。備品については、やはり地元業者を利用するということで答弁いただいておりますから、いかがですか、その辺。

○委員長（後藤 勲君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） お答えをいたします。

昨日のビデオで出していただいたのは、あくまでも日本デザインセンターがイメージとして配置したというところでご理解いただければと思うのですが、うちのほうにも、昨日、ある特定のブランドといいますか、そこの家具を配置していますということでお話があったと思うのですが、それを実際に採用するかどうかという選定まではまだ至っておりません。仮に昨日のあった家具とか調度品を導入する場合には、必ず標茶の業者を通して買えるのですかということについては、うちのほうからも日本デザインセンターのほうには確認をしております、それは、流通は問題ないということで説明を受けておりますので、ご理解いただければと思います。

○委員長（後藤 勲君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 少し安心しました。ぜひ地元業者を、大変な思いをされていて経営を営んでいるわけですから、地元業者を利用するというのが大前提ですよね。ぜひその辺の配慮というものを、議会答弁もありますから、していただきたいということをお願いして、質問を終わらせていただきます。

○委員長（後藤 勲君） 渡邊君。

○委員（渡邊定之君）（発言席） 私は、町長の町政執行方針の中にもあります家畜ふん尿のエネルギー利用の中で、バイオマス産業都市構想、エコヴィレッジ推進協議会に関わる質問をいたします。

本町がバイオマス産業都市構想に位置づけされてから、磯分内地区、中御卒別地区をモデルとして具体的な実行措置として進めてこられたと思うのですが、その後の進展についてお伺いしたいと思います。

また、このバイオマス構想に関わる予算として152万円ほど措置されていますが、この152万円がどのような内容で利用されているのか、そのこともお答えいただきたいと思います。

また、バイオマス都市構想、当初は再生可能エネルギーということで取り組まれた家畜ふん尿処理の問題を解決するための対応として始められたという具合に私は記憶しておりますけれども、その後、何度か僕はこの場所で質問をしましたが、大変コストの高い事業になっているというお答えもいただいています。そういう意味では、実際のコストは、もし1頭当たりどのぐらいかかって、そこの部分で農家の方から理解されないというものがあれば出していただきたいと思います。

あわせて、このバイオマスの利用方法として、液肥として利用しながら、現在の肥料高云々の中で、非常に農家のコスト低減につながるものも十分検討されるべきだという具合に思っています。

まずは、その辺のお答えを願いたいと思います。

○委員長（後藤 勲君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山 尚君） お答えいたします。

まず、ご質問の1点目、磯分内地区と中御卒別地区の、バイオマス産業都市構想でもこちらモデル地区として位置づけておりますが、その後の状況についてでございますが、やはり今般の情勢、あらゆる資材価格と需給緩和など今般の情勢により、事業モデルは農家さんに示したところですが、なかなかその理解が得られていない状況であります。それでは、ちょっと後ほど説明しますが、ここにつきましては、当初予定していた集中型のバイオガスプラントの計画を推進していたのですが、今般の情勢を受けまして、手を下げた農家さんがかなりの件数いたと。中御卒別地区については、当初手を挙げていた、前向きに検討すると言っていた農家さんが全て手を下ろしてしまっている状況です。磯分内につきましても、多くの農家さんが計画の参加を見送るような形で、ただ、4軒ほどの農家さんは、それでもやっぱり液肥だとか固形分の活用を考えたい、もちろん家畜ふん尿の適切な処理という面でもやっぱり必要な施設だということで理解を示していただきまして、磯分内地区につきましては、プラント規模の見直し等を今後行う予定でございます。

それから、152万円の予算の関係、バイオマス産業化推進事業ということで152万円の予算を18節負担金及び交付金のほうで見ておりますが、こちらについては農協さんと町とで同じ額を負担して、エコヴィレッジ推進協議会のほうに助成金を出しております。この助成金につきましては、バイオマスプラントのモデル作成等を委託業務でさらにエコヴィレッジ推進協議会のほうが外注をかけて、委託業務をかけて、各事業モデルの計画の策定や、あるいは農家さんに対する説明資料等をいろいろ作っていただいているというものでございます。

それから、1頭当たりの費用に関してなのですが、少々お待ちください。まず、磯分内の集中型モデル、これは当初参加予定の農家さんが全て参加した場合の試算ですが、1頭当たりふん尿処理料が2万3,650円で、モデルでは液肥を散布する、外注で散布するという費用を別に見ておりまして、その額が7,200円となっております。なので、合わせて1頭当たり3万850円の処理料がかかると。それから、もう一つの中御卒別の集中型プラントモデルにつきましては、こちらにつきましてはふん尿処理料が1頭当たり2万8,050円、消化液の散布料が1頭当たり7,000円、足しますと3万5,050円というような試算、1頭当たりの処理費用を農家さんに示していたところです。

それから、ちょっと先ほど参加する軒数のところ、ちょっと僕、今、資料を開いていなくてご説明できなかったのですが、磯分内の集中型プラントモデルについては、当初前向きに検討されている、もし可能であれば整備したいよという農家さんが14戸ございました。それが結果4戸になったというところでございます。それから、中御卒別の集中型プラントモデルについては、8戸当初前向きに検討するという回答を得ていた農家さんにつきまして、

もうその全ての農家さんがちょっと今般の情勢では厳しいのでということで手を下ろしてしまったというような状況でございます。

それから、液肥と固形分の活用についてだったのですけれども、当然バイオガスプラントでF I Tにつなげて発電を行うと。そうしたときに、それに伴って液肥と固形分が産出されます。副産物として産出されるのですが、やっぱりこの辺、液肥については委員おっしゃられるとおり、昨今、肥料価格が非常に高騰しておりますので、こうした液肥の活用、あと固形分については家畜敷料としても大変有効であると。畑に還元したときにも雑草の種が熟で不活化されていて雑草が生えない、あるいは牛の健康上やっぱり極めてこれ、衛生的であると。家畜ふん尿由来の固形分ではあるのですけれども、極めて衛生的な資材であるということで、こうしたものもやっぱり有効活用していくことが持続可能な営農につながるというふうに考えておりますので、今後その辺のプラント規模の見直しですとか、あと運営の在り方等について再度検討した上で計画をぜひ進めたいなというふうに考えておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○委員長（後藤 勲君） 渡邊君。

○委員（渡邊定之君） 今、コストの数字出していただいたのですけれども、両方とも3万円を超すのですけれども、このコストの数字というのは液肥や何かを処理するためにかかる経費という意味ですか。それとも、1頭当たりのこれだけの投資というか、そういうのをすれば施設の管理等も維持できるという数字なのですか。

○委員長（後藤 勲君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山 尚君） お答えいたします。

今、委員言われていた経費のほかに、イニシャルに係る経費も考慮されております。なので、例えばなのですけれども、この施設を何億円かけて20年で償還します。こちらF I Tへの接続をした上で発電して、要は売電するという予定でございましたので、事業モデルでしたので、その売電収入を充てて、かつそれ以外にイニシャルと運営に係る費用というのが1頭当たり先ほど説明した金額がかかるということでございます。

○委員長（後藤 勲君） 渡邊君。

○委員（渡邊定之君） ちょっとしつこく聞きますけれども、この1頭当たりのかかるあれ、これは単位というか、例えば1日なら1日、1年なら1年とあると思うのだけれども、そういう計算はしていますか。これはどの基準の単価といいますか、1年間この数字で。

○委員長（後藤 勲君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山 尚君） すみません、そこの大事なところをちょっと説明漏らしておりました。先ほどの費用については、1年間に必要な1頭当たりの負担額になります。

○委員長（後藤 勲君） 渡邊君。

○委員（渡邊定之君） 1年間でこの数字ということだと、単純に考えたらそれほどという、一瞬そう思ってしまったのですけれども、ちょっと僕もぱっぱと計算できないので、はい、分かりました。

それで、こういうプラント型の施設というのは、ちょっと集中型というのは厳しい時代と

いうか状況になってきたということで、私、以前にも、もう少し個々のそういうプラントの取組についても情報を得て研究したらいいのではないですかという質問をさせていただいたのですけれども、実際問題、本町の中においても、こういうプラントを利用して、液肥とかを利用して実績を上げている農家もあるように聞いていますし、この管内にもそういう取組をして非常に経費節減に役立てている農家もあるという具合に聞いています。そういう意味では、そういうことも実際に現場を訪れて研究して、やっぱりいいと思ったら進めていただけるような方法を取っていくべきではないかという具合に思います。

○委員長（後藤 勲君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山 尚君） お答えいたします。

先ほど、残念ながら御卒別地区の集中型プラントについては、農家さん、今般の情勢を受けて手を下ろしてしまったところではあるのですけれども、磯分内地区においては、この情勢下であってもやはり前向きに検討したいという農家さんがおります。位置的にもちょっと離れておりますので、今、委員言われた個別型でのバイオガスプラントの建設というのも視野に入れながら、また計画のほうを見直ししていきたいと思います。

○委員長（後藤 勲君） 渡邊君。

○委員（渡邊定之君） 本当に原子力には負けられないと思います。

それでは、次の質問、家畜伝染病対策に関しまして、去年から今年にかけて非常にサルモネラ症の発生で、通称「自防協だより」が私たちのところに届くのですけれども、その中で、こんなに長くサルモネラが続くのかという具合にしみじみ感じていたところなのですけれども、今年の発生状況について何か特徴的なことがあるのか、それともかなりの件数も発生したと思うのですけれども、その辺の詳細、もしあれば教えていただきたいと。

○委員長（後藤 勲君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山 尚君） お答えいたします。

今年度の牛サルモネラ症の発生状況であります。委員もご承知のとおり、例年にないぐらい発生件数が増えております。発生件数で言いますと、今年は、延べ件数になりますが25件発生しております。では以前の発生状況はどうかというと、令和元年度については1件、令和2年度については発生がありませんでした。令和3年度が4件ですので、非常に多くのサルモネラ症の発生があったところでございます。

どのような特徴があったかということだったのですが、まず1つ言えるのが、通常サルモネラの発症というのは、牛が調子悪くなって、獣医さんに診てもらって、下痢が続いて熱が出ていて獣医さんに診察をしてもらったらサルモネラであったというのが例えば以前のサルモネラ発生の状況だったのですけれども、今年に限ってはというか、今年特に多かったのが、さっき言った25件の発生のうち、着地検査といいまして、要は市場から売られていった先で検査をしたところ陽性だったよというのが16件ございました。特徴的なのは、16件着地で発生しましたよということ出荷元の農家を検査するのですが、その検査結果というのが、保菌牛は見つかるのですが、そのほとんどが発症はしていないというのがありました。なので、そこは1つ特徴的だったのかなというふうに思います。

それから、この辺の要因につきましては、やはり昨年の夏頃から子牛の価格、特に子牛の価格、初生の価格が暴落してなかなか売買が成立しなくて戻ってきてしまう牛がいたということで、やっぱり買手がつかない牛というのは、あまりコンディションの良くない牛が結果として戻ってきてしまうので、その辺に要因があったのではないかとということで、獣医師も含めた自防協のメンバーの中では話をしていたところでございます。

それから、あと症状が出ている牛につきましても、自防の防疫アドバイザー、それからN O S A I の獣医師さん、それから開業の獣医師さん、共に口をそろえて言っていたのが、同じそのサルモネラO4群であっても、例年に比べて症状が軽いというのは、皆さん、先生、おっしゃられておりました。

これが今年のサルモネラの発生状況と特徴的なところでございます。

○委員長（後藤 勲君） 渡邊君。

○委員（渡邊定之君） そういう中で、先日の自防協だよりの中で、サルモネラに対するマニュアルを改定するといいますが、そういうチラシが入っていたのですけれども、それについては何らかの形で各農家に配付するとか、やっぱりファクスでぱっと届くだけでは駄目ではないかなという気がしていましたので、その辺の対応もやっていただきたいという具合に思います。

それと、ちょっと話が前後してしまいますけれども、結果的にサルモネラ症を発症しない、発症してしまった牛は畜主の判断で殺処分、鳥だったら強制的に殺処分なのでしょうけれども、牛の場合は、発症してしまったら殺処分というのは、強制とか、あくまでも畜主の判断であれば行われるものなのですか。

○委員長（後藤 勲君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山 尚君） お答えいたします。

まず、1つ目のマニュアルを改定した作成しましたということで、直近の自防協だよりのほうで各農家さんにお知らせしたのですが、このマニュアル改定というのはちょっと今日詳しくは説明しませんが、症状の出たケース、要は熱発だったり下痢を伴う症状が出たケースと、先ほど説明いたしました保菌だけのケースと分けて、マニュアルを一緒くたにしないで、これまでは1つだったのですけれども、その辺を分けたマニュアルを作成しております。このマニュアルは、今、委員おっしゃるとおり、発生した農家さんについてはもちろんこのマニュアルを使って今後の対応について説明しているところではありますが、実際出たときにこういった対応になるのかというのは、ほかの農家さんも気になるころだと思いますので、この辺こういったお知らせ方法があるかということも含めて、ちょっと自防協内で検討させていただきたいと思います。

それから、実際サルモネラを発症した牛、それから保菌があった場合の牛の殺処分の関係でございしますが、こちらサルモネラにつきましては治療は可能ということで、できるだけ早く正常化を図りたいという農家さんにつきましては、積極淘汰といいますが、殺処分する農家さんも中にはおられますし、あるいは先ほど言った、症状がなくて保菌だけであれば治療を行いたい、そこら辺につきましては、各畜主さんの判断で殺処分にするか否かを決めても

らっているような状況でございます。

○委員長（後藤 勲君） 渡邊君。

○委員（渡邊定之君） 機敏な対応をしていただくということをお願いしたいと思います。

町長の町政執行が出された中に、このバイオマスと、それから伝染病と、そうした、一般質問でも同僚議員が質問しましたけれども、家畜検査センターについて、こういうサルモネラのようなことが起きたことがきっかけで、このセンターの立ち上げを関係機関と検討していくということになった、方向になったのですか、その辺ちょっと。

そして、このセンターの組織、どのような団体が参加して、事務局みたいなのはどこに置くのか、もしあればお知らせ願いたいと思います。

○委員長（後藤 勲君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山 尚君） 家畜センターの件につきましては、先日行われた一般質問の中で松下議員のほうに町長のほうから答弁、ご説明したところでございますが、この協議をしている組織につきましては、J A しべちゃ、町、農業改良普及センターほかを構成員とした標茶町家畜検査センター設立検討委員会の中で協議しております。

それから、今般のこのサルモネラの多発を受けて検査センターの構想が浮上したのかという趣旨のご質問だったと思いますが、これにつきましては、決して今年サルモネラが発症したからというのではなくて、もともと自防の関係機関の中では家畜検査センターについて過去に2度ほど議論したこともございましたし、今回、この件とは別に町長が新たに公約の中で家畜検査センターの設立について支援するというので、公約の中に記載しておりました。

（「体制の中心になるところはどこか」の声あり）

（「手を挙げて」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） 渡邊君。

○委員（渡邊定之君） 中心になる部署というか場所、普及所なり農協なり役場なりの、どこがその事務局を担うというか、情報収集の場所になるのですか。

○委員長（後藤 勲君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山 尚君） この組織だったのですけれども、検討委員会の会長にはJ A の参事についてもらっております。それから、副会長については副町長のほうが当たっております。検討委員会という別組織で、会長さんはJ A、当然関係機関全てで、どこが中心になってというところであると、会長は農協の参事に担ってもらっているわけなのですが、当然町としても構成員の一員として参加しておりますので、共に協議していきたいというふうに考えております。

（「ありがとうございました」の声あり）

◎散会の宣言

○委員長（後藤 勲君） お諮りいたします。

本日の委員会はこの程度にとどめ、散会したいと思います。これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） ご異議ないものと認めます。

よって、本日の委員会は散会することに決定いたしました。

なお、明日３月９日は午前10時に議場に参集願います。

本日は、これにて散会いたします。

（午後 ４時３０分）

以上、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長 菊 地 誠 道

年長委員 黒 沼 俊 幸

委 員 長 後 藤 勲

令和５年度標茶町各会計予算審査特別委員会記録

○議事日程（第２号）

令和５年３月９日（木曜日） 午前 ９時５６分 開議

付議事件

議案第１９号 令和５年度標茶町一般会計予算

議案第２０号 令和５年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算

議案第２１号 令和５年度標茶町下水道事業特別会計予算

議案第２２号 令和５年度標茶町介護保険事業特別会計予算

議案第２３号 令和５年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算

議案第２４号 令和５年度標茶町簡易水道事業特別会計予算

議案第２５号 令和５年度標茶町病院事業会計予算

議案第２６号 令和５年度標茶町上水道事業会計予算

○出席委員（１２名）

委員長 後 藤 勲 君 副委員長 松 下 哲 也 君

委 員 渡 邊 定 之 君 委 員 櫻 井 一 隆 君

〃 長 尾 式 宮 君 〃 熊 谷 善 行 君

〃 鈴 木 裕 美 君 〃 齊 藤 昇 一 君

〃 深 見 迪 君 〃 本 多 耕 平 君

〃 黒 沼 俊 幸 君 〃 鴻 池 智 子 君

○欠席議員（０名）

なし

○その他の出席者

議 長 菊 地 誠 道 君

○委員会条例第１９条の規定により説明のため出席した人

町 長 佐 藤 ・ 彦 君

副 町 長 牛 崎 康 人 君

総 務 課 長 齊 藤 正 行 君

選 管 事 務 局 長

企 画 財 政 課 長 長 野 大 介 君

税 務 課 長	齋 藤 和 伸 君
管 理 課 長	山 崎 浩 樹 君
農 林 課 長 兼	村 山 尚 君
農 委 事 務 局 長	
住 民 課 長	村 山 新 一 君
保 健 福 祉 課 長	浅 野 隆 生 君
建 設 課 長 補 佐	菊 地 誠 君
観 光 商 工 課 長	三 船 英 之 君
水 道 課 長	油 谷 岳 人 君
育 成 牧 場 長	若 松 務 君
病 院 事 務 長	伊 藤 順 司 君
や す ら ぎ 園 長	穂 刈 武 人 君
教 育 長	青 木 悟 君
教 委 管 理 課 長	常 陸 勝 敏 君
指 導 室 長	秋 山 豊 君
社 会 教 育 課 長 兼	服 部 重 典 君
中 央 公 民 館 長	

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	中 島 吾 朗 君
議 事 係 長	中 嶋 禎 之 君

(委員長 後藤 勲委員長席に着く)

◎開議の宣告

○委員長（後藤 勲君） 昨日に引き続き令和5年度標茶町各会計予算審査特別委員会を開きます。

ただいまの出席委員12名であります。

(午前 9時56分開議)

◎議案第19号ないし議案第26号

○委員長（後藤 勲君） 本委員会に付託を受けた議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第26号を一括議題といたします。

議題8案一括して総括質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

深見君。

○委員（深見 迪君）（発言席） 皆さん、おはようございます。

それでは、早速質問させていただきます。

初めに、ちょっと確かめなのですが、昨日の国保のことについてなのですが、納付金の金額なのですが、私、道から取り寄せた資料でいくと、本町は4億441万5,000円と書いてあったのです。ほんのちょっと0.2%ぐらい増えたかなと思っていたのですが、これはもちろん当然のことながら、この議案書の数字で間違いないですね。

○委員長（後藤 勲君） 住民課長・村山君。

○住民課長（村山新一君） お答えします。

間違いないかと思います。

よろしくお願いします。

○委員長（後藤 勲君） 深見君。

○委員（深見 迪君） それで、昨日は後期高齢者移行も含めて、国保に加盟している人数が163名減っているというふうに伺いました。

それで、この人数の減少というのは、国保税にかかってくるのかなと。つまり、はっきり言ってしまうと見越しての数字だと思いますけれどもね、見越して国保税というのは上がる見通しなのか現状維持なのか、そのことが分かればちょっと教えていただきたいのですが。

○委員長（後藤 勲君） 税務課長・齋藤君。

○税務課長（齋藤和伸君） お答えいたします。

令和5年度の国保事業事業会計予算につきましては、取りあえず全体の歳入歳出を見越した中での積算ということで、その中で国保税が今後増えるのかどうかということについて考えることになるかと思うのですが、本町におきましては、平成30年2月28日に全員協議会におきまして、令和9年度までに赤字を解消するために、あと全道市町村、足並みをそろえるために資産割を解消すると、その方向で税率の改正を行っていくということでご説明しております。今、そのときに説明した計画にのっとって、毎年度税率改正をご提案させていた

だいているところでございます。令和5年度につきましては、ほかに限度額の改正と、あと軽減負担基準額の5割、7割分の負担基準の改正も予定されているところなのですが、基本的には令和9年度までの計画に基づいて平成30年度に説明した内容にのっとって計画を進めていくということで予定しておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（後藤 勲君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 質問を移します。

学校のことなのですが、5月が目前に迫っていますけれども、学校でのコロナ対策として、今度の卒業式を含めて、学校生活におけるコロナ対策として、以前と大きく変わることはありますでしょうか。

○委員長（後藤 勲君） 指導室長・秋山君。

○指導室長（秋山 豊君） お答えいたします。

現在、学校のコロナ対策としては、今年度中、3月31日まではこれまでと変わらない対策をするよう道教委から通知されており、本町としても、そのような考え方で各学校と確認をしております。

今、委員おっしゃったとおり、ただ、卒業式につきましては、来週からございますけれども、非常に子供たちにとって大切な儀式であって、そのときは原則マスクを外してよいということが示されましたので、これは保護者と児童生徒に関してです。ですので、標茶の学校については、マスクの着用について強制も推奨もすることなく、子供たちが保護者と家庭で話し合いをして、どちらでもよいということで学校と確認をしている状況でございます。

以上です。

○委員長（後藤 勲君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 質問を変えます。

研修費というのがあると思うのですが、学校における研修について、あるいは町全体の教職員の研修について、職場でのパワハラ、セクハラあるいは教員の不祥事等の研修、これらは予定されていますか。

○委員長（後藤 勲君） 指導室長・秋山君。

○指導室長（秋山 豊君） お答えいたします。

全ては把握しておりませんが、教職員のコンプライアンスに関する研修というのは、日常的に機会を見て行うものとされておりまして、校長会等でも逐次お願いをしているところでございます。ですので、決まった日に町としてということはやっておりませんが、各学校、様々な研修の場で教職員の不祥事撲滅等、研修をしているというふうに理解をしています。

以上です。

○委員長（後藤 勲君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 本町の学校職員の不祥事の記事が、私、桜町に住んでいて、桜町の様々な児童の事柄について町内会でもいろいろ話題というか、日常的に取り組んでいるのですけれども、標茶小学校とかそのほかの学校をずっと検索してみたら、本当にとんでもない記事が、中にもう本当ふざけたような記事が、書き込みが載っているのですね。もう腹立た

しいなと思って読むのですけれども、本町の学校教員の不祥事の記事もその中にはもうどんどん増えてきているのですね。その記事とかコメントが増えていきます。当該校での懇談会、話し合いはどのようなものであったかというのは昨日同僚の議員が聞いてお答えになったと思うのですが、もう少し詳しくどんな懇談会になったのかというのをお知らせ願えればなというふうに思います。

○委員長（後藤 勲君） 教育委員会管理課長・常陸君。

○教委管理課長（常陸勝敏君） お答えいたします。

保護者説明会については2度開催しておりまして、1度目は今回の学校における不適切なと思われる指導の相談が寄せられたということで、学校全体での説明会を開催し、そのときには、まず経過概要を保護者のほうに説明、そして、その後の学校体制について考え方を保護者に対して説明をしております。保護者のほうからは、質疑応答の時間を取りましたけれども、その場では一つも発言はございませんでした。

それから、2度目は今般の教員が逮捕されるという事案が発生しましたので、そのことについて再度経過報告、それから同じく今後の学校の体制、児童生徒、学校全体としての対応、ケアの在り方、今後の体制について考え方を説明しております。その中での同じく質疑応答の時間を取りましたけれども、何名かご発言がございました。まず、保護者からの……

○委員長（後藤 勲君） すみません。もう少し大きい声で話してください。

○教委管理課長（常陸勝敏君） 保護者からの要望としては、見える形で学校の今後の対応をお願いしたいというところ、それから、校長のほうから学校の今後の対応の仕方を説明したのですが、もう少し具体的に都度分かるように保護者にも情報を流していただきたいというご要望がございまして、それについては当然のことながら対応していくということで、2度の全体説明会を開催した経過でございます。

○委員長（後藤 勲君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 多分、2度の説明会の中では、あまり完全に保護者は納得しているとは思えないのですね。これ、今までも何回か本町でもありました、こういう不祥事がね。小さい学校ならないだろうと思われるのですけれども、小さい学校でも結構あるのですよ。広い教室で1対1の指導というのは、たくさんありますからね。

そういうことで私も何回か関わったこともあるのですが、この問題の解決だけでなく、全体として、学校教育全体への不信感につながるわけですから、1人の教師の行為が、その1人の教師をどうするかというだけの問題ではなくて、その学校全体がそういうふうに見られてしまうというのが大体普通だと思うのです。これは当然のことだと思います。子供たちのケアも含めて、今回取組を行っていると思うのですが、その辺はどうなのですか。

○委員長（後藤 勲君） 教育委員会管理課長・常陸君。

○教委管理課長（常陸勝敏君） お答えいたします。

本当にあってはならないことということで、詳細については、現在、事実確認をまだ継続されている状況でございまして、内容については、まだ全てというところではないのですが、逮捕されるという事案でございますので、それをもって、まず大変遺憾なことであったとい

うことでは、教育委員会としても考えております。

その指導の在り方、子供への接し方、小さな学校、大きな学校関係なく、やはりそこについては、いま一度学校現場においても確認をすると。1対1で指導に入るという場面がそういう誤解を招くとか、一見優しい先生だといっても、捉え方によっては違う感じを持たれるとか、逆に厳しい先生だと体罰だとかハラスメントというようなことも取られかねませんので、その辺の子供への当たり方、接し方についてはいま一度確認をし、管理職のほうからしっかりと指導をお願いするということは確認をさせていただいております。

あと、当然、児童生徒へのケアの在り方についても、全ての学校において、当該校だけではなくて、日常の観察、特にまずしっかりと目を配っていただく。何かしら変化があるという場合については、必要なケアの在り方、専門性のある職員ないし養護の先生、専門的な部分でそういう対応が必要な場合には、すぐにそういう対応をするということで、そこについても学校のほうには確認をさせていただいておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（後藤 勲君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 本町だけでなく、全国的にこのような、あつてはならない事件が毎日のように報道されているというのが、現状なのだと思うのです。この点について地教委としては、起きてからそれをどうするかという取組ではなくて、今やこのような不祥事に特化した取組、日常化していると言っても過言でないようなニュースがどんどん入ってくるわけですから、特化した取組が必要なのではないかと私は思うのです。昨日、教育長、指導という言葉を使いました。課長も指導という言葉を使いました。私は、学校全体の問題であるわけですから、指導とか伝達とか注意とかでは済まないのです、取組というのは。

そういう意味では、校内での双方向での話し合い、これ物すごく肝心だと思うのです。これが常日頃行われるということがとても大事だというふうに思うのです。触れたくない内容ではなくて、性教育なども含めた取組、積極的にこのような問題がなぜ起きたのかという話し合いを地教委とか校長とか教員、双方向で行うと。公務補さんも含めて行うということの取組がこれから必要なのではないかと。単なる指導や伝達や注意では、これは解決できないというふうに思うのですが、どうですか。

○委員長（後藤 勲君） 教育長・青木君。

○教育長（青木 悟君） お答えいたします。

全く同感であります。私自身も、今から40年前になりますけれども、新卒で入った学校でその学年主任がわいせつ行為で退職されました。非常にショックだったことを今でも覚えております。教育者である我々教員がそういった事件を起こすということが、40年たった今でもこのように起きているということに、怒りというか、やるせなさを感じているところであります。

委員ご指摘のとおり、やはりなぜ起きているのかという要因をしっかりと今後検証していくことがまず大事だというふうに考えております。やはり道教委も同じ疑問を持っておりまして、今回聞き取り、委員もご承知だと思いますけれども、過去10年に起こった41件のわいせつ行為の聞き取りを行っている中で、要因がやはり3つ大きく分けられてあるというふう

に私は感じています。

1つは、やはり誤解や判断ミス、理解不足であります。性教育に関する子供との接し方に対する理解不足であるとか、あるいは相談している中で関係が深まってしまう、そういった距離感の誤認、これは1つ大きな柱だと思います。これに関しては、やはり引き続き、特効薬はないにしろ、研修の大事さというのは変わらないというふうに感じています。

ただ、もう一つの大きな要因として、サポート体制というのが挙げられています。行動の抑止、今、委員おっしゃったように、お互いにやっぱり相互理解の中で行動を抑止していく力を働かせなければならないということが大きな2つ目であります。

そして、3つ目は性癖であります。これに関しては、かなりわいせつが難しい要因の一つであるなというふうに感じています。この性癖に関しては、なかなか管理職、仲間同士、入り込めない部分ではありますが、やはり1つ目と2つ目の大きな研修と組織の力を借りて撲滅していくしかないのではないかとこのように感じているところです。

今回の事件を受けまして、私のほうでは、校長会、教頭会ともに同じお話をさせていただきました。

1つは、やはり研修をしっかりとさせていただきたい。ただ、単に通知や研修資料を伝えるだけの研修では意味がないという話はしました。校長であるならば、やはり理屈の指導ではなくて、情に訴えるまで一人一人の教員の心に響く指導をしていただきたいということ。

2つ目は、校内体制の確立であります。昨年7月に道教委からもこの部分は校内体制の確立の通知が出ていますので、改めてその指導資料を配付し、校内体制の確立をしっかりとしていくよう指示伝達をしております。

3つ目は、児童生徒への指導であります。いじめにも、教育行政方針にも書かせていただきましたが、SOSを発信する方法であるとか、あるいは保護者に対して教育相談窓口の周知であるとか、子供たちのほうからやはり悩みや不安を訴えることができる、そういった教育をこれからしていかなければいけないというふうに感じています。

具体的に、標茶小学校においては、学校経営方針にしっかりとこの不祥事撲滅を位置づけていただきました。年間指導計画を見直しして、こういった研修をしっかりと改めて抑止するような年間指導計画も既に立てています。加えて、この子たちは数年後中学校に進学しますので、中学校においても小中連携の中でやはり情報の伝達と連携、それを広げて、町内にも広げてまいりたいというふうに思っております。

また、先ほど申しました校内体制の確立については、管内の教育長部会においても既に周知徹底しておりますので、管内を挙げて、こういった校内体制、お互いの研修の抑止、そういったところに取り組んでいくことになるというふうに思いますので、今後もこれに関しての進行管理については地教委の責任であると思いますので、言ったままにさせず、これは定期的にしっかりと我々のほうでも校長会と教頭会の中でも研修や働きかけをしてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（後藤 勲君） 深見君。

○委員（深見 迪君） そのことについては、特に私、意見を述べることはないのですが、最近、管理職が悪いということではないのですが、ニュースなんかでも管理職のそういう事件というのが目につき始めてきていますよね。だから、当然そういうことについても話合いがなされているのだらうと思うのですが、その辺よろしくお願ひしたいなと思います。

そして、この問題の最後の質問ですが、環境、例えば空き教室、鍵をかけて閉じ籠もれるような環境、それからそういう物理的な問題、これどうなっているのかと。そういうことにも関心を持って、大きな学校でも小さな学校でも学校のどこへ行っても子供たちが安全・安心な環境であるという保障をするには、やっぱり一定の物理的なそういう動きというのが必要になってくると思うのですね。鍵をかけて、その中でという話が結構多いわけですから、それはどうなっているのかということを最後に聞いて、この問題での話を終わりたいと思います。

○委員長（後藤 勲君） 教育委員会管理課長・常陸君。

○教委管理課長（常陸勝敏君） お答えいたします。

物理的な問題といいますか、そういう空き教室の在り方等々、鍵を誰が管理するのかとか、誰でもかけられるようになってしまうのかとかいうところだと思いますけれども、今回の事案も含めて、そこについては、やはりいま一度各学校にも確認を当然させていただいております。

やはりそういう個別に教室を使って個別に鍵を、教員１人で対応できるという場面はいかなものかと当然思いますので、そこについては当然そういうことがないように、万が一空き教室を使って授業なり、そういう児童生徒との相談だとか、そういった必要な場面がある場合については、先にそこを使うという当然申告をし、オープンな状態で指導をするというところも指示徹底させていただいておりますので、今後についてはそういうことが当然ないように、対応していただくことで確認をしています。

○委員長（後藤 勲君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 質問を移します。

理事者の方に伺いたいのですが、町政執行に当たって、町民の参加については日頃から気を配っておられるというふうに思うのです。

この今年度の最初の議会でもありますので、あえて提案といいますか、確かめたいのですが、今まではコロナ禍の影響もあって、振興会や町内会との地域的な町理事者との懇談会がそれほど多くは持たれなかったような気がするのです。以前は、何か定期的に持っていたような記憶があるのですが、この地区懇談会という言葉が正しいのかどうか分かりませんが、こういう地区懇談会等を持って幅広く町民の意見を聞いて、町政に反映するという、そういうことについてはどういうお考えを持っているのか、ちょっと聞きたいと思います。

○委員長（後藤 勲君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

ご指摘いただいた催しについては、町政懇談会という形でこれまで開かせていただいております。決して押し売りではなくて、各地域会、振興会等から要請を受けたときに、こちら

のほうから出向いて質疑を受けたり、意見交換をさせてもらったり、あるいは中では要望事項等があり、それらを吸い上げ、そして事案解決に向けての取組を行ってきたりということをやっております。押し売りではなくてと最初に付け加えさせてもらったのですが、決して消極的な意味ではなくて、それぞれの振興会、自治会の状況に応じて、申入れがあれば進んでまいりますと、そういったスタンスで臨んでおりまして、これからも変わらずやっていきたいというふうに考えております。

この3年間については、コロナで確かに書面開催等でとどまっているところもありますし、重要な案件があるのではということ、あえて感染対策をしながら開催、対面でやらせてもらいたいという申出があったときには、もちろん出向いてやってきているというところであります。これまでのスタンスを保ちながら、ご指摘のあった町民との対話交流については引き続き行ってまいりたいというふうに考えております。

○委員長（後藤 勲君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 質問を変えます。最後の質問になるわけですが、憩の家について若干質問したいと思います。

大事な問題なので、ちょっと振り返ってお話ししますけれども、私は憩の家についてしっかりと総括がないまま進んでいるように思えて、ずっとこの3年間そのことを考えていました。

平成31年の第1回定例会で、町長から憩の家存続のために1,000万円の指定管理料増額の補正予算が提出されました。議会は賛否同数で最終的には議長裁決で補正予算が否決されました。この限りにおいては、これはこれで破産してしまうわけですが、町長は何度もこの1,000万円を提案するときに、資金ショートをするからと、つまり破産してしまうから、これを何とか認めてほしいというふうにご提案されたと私は記憶しているのですが、結果的には否決してしまいました。議会ですから、これは当然賛否はそれぞれの議員の考え方なのだと思うのです。これによって3月22日をもって営業を休止して、3月28日、これはくしくも私の誕生日なのですが、釧路地方裁判所に破産の申立てを行って、同日受理されて破産が決定してしまいました。議会も半々だったのですが、言い換えれば議会が破産に追い込んだともいうことも言えなくもないのですが、町長ももう少し努力してほしかったなという思いも私はそのとき持ちました。

このことによって、町も町民も計り知れない負の遺産をしょうことになるわけですね。本町の会計、役場の会計だけを見ても、貸付金の3,000万円、公社株券の1,594万円、未確定の法人町民税、この間の入湯税、本町への信頼、従業員の解雇、販売していた入浴チケットも破産の対象になってしまうわけですから、計り知れない損害を町にも町民にもこれは招いたというふうに思います。

破産後、再開に向けて、私は、令和元年の9月議会で憩の家について町民の意見を聞くべきだという質問をいたしました。そのとき、町長はこんな施設を造ってほしいなど、町民の意見を聞くなど、当然必要だと思っていると。町民の意見を聞かないで進めていくということとは考えていないと答弁されているのです。その後の状況は、全くこの答弁に反している

と言わざるを得ないと私は思います。地権者も町民でありますから、そういう点では排水問題についてもこの結果だというふうに私は思っています。この件について理事者の意見や反省を聞きたいなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長（後藤 勲君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） お答えしたいと思います。

憩の家かや沼の経過について、大分時期的なこと経っていますので、明確に当時の状況をお話しできるかというのはちょっとあるのですが、不足する部分については後ほどご指摘いただきたいと思いますのですが、私も憩の家かや沼、町長に就任してすぐ、3,000万円が1年もたないでなくなってしまうという経営状況の中で何とか、当時、今、委員からもありましたとおり、翌年度以降、夏くらいまで宿泊の予約が入っている。そういう状況もありましたので、何とか年度を繰り越すための特別融資をしていただければ、さらに新年度、指定管理料も入ってきますので、何とか継続してできるのではないかと。さらに、その期間に今の公社の経営状況を抜本的に改善する別な形の、例えば民営化にするとかそういったことも含めてご提案しましたが、当時の前の理事者との協議の中で、追加融資は一切あり得ないという部分があって、皆さんからご理解をいただけなかったというのが一番の理由かなと思っています。

私も議会で否決された後についても何とか、例えば私が専決処分することによって対応できるということも最終決断としてはあったのですが、それについても実はぎりぎりまでご相談させていただきました。そういう状況の中で、ただ、どうしてもそれについては承諾できないという状況がありましたので、最終的に破産の方向にかじを取らざるを得なかったという状況であります。決して、それをそのまま受けて、すぐ、では分かりましたということではなくて、何とか特別融資を認めてもらえればという思いもありましたので、そういう動きを実は水面下でしていたのは事実でありますので、その件についてはご理解いただきたいなと思っています。

その以降については、いろんな方々からできるだけ一日も早く再開していただきたいという署名やら、当時、4年前ですから、今と同じような時期で統一選挙ありますので、議員の多くの方々から一日も早く再開していただかないと我々町議選挙を戦えないのではという話もいただいて、多くの方々が実は私のところに寄っていただいて、方向性についてできるだけ早く模索をしますからということで、お話をしていた。そんなことを今思い出しております。

その中で、たまたま過去のいろんな人の関係があって、それと以前から私の前の方が長寿命化計画という形で、かや沼の改修計画を出していましたので、それがちょうど手元に届いたという時期も併せて、それは倒産ではなくて数年間かけて施設を運営しながら段階的に改修していくという案がちょうどできていたということで、総額で約7億円を超えるような改修計画になっていたと思いますが、そんなこともありながら、それをそういった試算もありますので、有効に活用しながら、再開の道を、改修の道を探る。あわせて、財源についても、当時、財源のめどは一切ありませんでしたので、たまたま環境省が国立公園の中で老朽化した施設を上質化するというような事業がちょうど始まった時期、そんなこともあって、アドバイスをいただきながら、うまくその事業を財源として活用しながら資金調達できないかと

か、いろんなことを模索しながらご提案をして今日に至った、そんなふうに思っています。

○委員長（後藤 勲君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 幾つかその問題についてお話ししたいことはあるのですが、ちょっとここまで仕事が進んでいることですから、このことで今さら議論してもというような気持ちもなくはないので、町長の今のご答弁を聞くだけで、次のことに移りたいと思います。

憩の家の名前を決めるに当たっても、私、質問を用意していたのですが、昨日同僚の議員がその話をしていました。これについても、私、どういう経過で名前が決まっていたのかというのが、ちょっとつかつながら、議員でありながら一切知らなかったのですね。名前が変わるなんていうことも考えてもいなかったのですが、これはちょっと議会にもこういう経過でやりたいと思うがというようなことがあってもよかったのではないかなというふうに思いますし、昨日の話、昨日だったか。

（「7日」の声あり）

○委員（深見 迪君） 7日の話でもインバウンドが正面に出て、それにくっつけて、いや、町民の皆さんも利用できますよみたいなことで、かなり差があるなというふうに感じていました。これは感想だけにとどめておきますけれども、要するに、本町の宝、町民の財産とまで言われた憩の家の在り方をめぐって、町民の関心は非常に高まって、今でも高まっていると思います。今憩の家は危機的状況になっていると思うのですが、既に宿泊施設としての運営も経営の見通しもまだ雲をつかむような、私が見るからには、雲をつかむような状態であると考えてのですね。開業時期もこの新年度においてもはっきりしていないのが現状だし、町理事者はこういう現状をどのように押さえているのか、ちょっとそのことを聞きたいと思うのですが。

○委員長（後藤 勲君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

茅沼の施設の関係で、委員からはこの先の見通し、雲をつかむようなという表現をいただきましたけれども、これまでもその時点でのスケジュール感については、資料として見ていただいているというふうに思っております。

ご指摘のように、排水のこと、それから経営主体の運営する指定管理者のこと等々、これまでもいろいろな場面でご指摘をいただいておりますけれども、現状それらを1つずつ解決しながら着実に前に進めていきたい。町民の皆さんが持っている期待感というのは、私どもも伝わってきている部分ありますので、できるだけ早くあの施設を活用して、町民の憩いの場あるいは観光振興のための拠点施設として機能、効果を発揮させられるように進めていきたいなというふうに考えているところであります。

○委員長（後藤 勲君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 排水問題については、私が会ったほとんどの町民の方が排水で滞っているのだってねということと言われています。そのことが、なぜそういう問題が起きたのかということについては聞いてくるけれども、僕は答えられないのですね。地権者とも話し

合って、でも、それは一方的な話ですから、それが全てだとは思いませんけれども、そういうことについて、なぜこうなったのかということについての、もっと心を開いて町民を信頼して、情報公開したらどうなのですか。そのことが私、もし町民が再び憩の家、これを町の財産だから守ろうという気持ちになるような、そういうためには、なぜこうやってきたのかと、これからどうしようとするのかという情報公開、これを積極的に町が発信するということが必要なのではないのでしょうか。その点どうですか。

○委員長（後藤 勲君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

地権者とのやり取りの部分を、特にそうなのですけれども、交渉、相談の過程では、いろいろな会話があったわけなのですけれども、特定の個人とのやり取りという部分で、言った言わないも含めて慎重に取り扱わなければいけないような内容がかなり含まれているというところで、これまで結果の部分、例えば求められている使用料などについては皆さんにお知らせをしてきたつもりではいますけれども、そのベースになるような会話については慎重に取り扱うべきというふうに考えてきておりましたし、これからもそのほうがよろしいのではないかというふうに今考えているところであります。

○委員長（後藤 勲君） 深見君。

○委員（深見 迪君） そこはネックですよ。このままいけば地権者が悪者になってしまうと思いますよ、私。決してそうでない。僕があちこち行って聞いた限りでは、そうではないと。なぜこうなったのかという町の反省が一度も出されていないのですよ。それを含めて、町民の皆さんに協力を求めるということが必要だと。私このことについて、委員長、答えを求める気持ちはありません。今そういう状況ですよという、このまま推移していったら、何で今までやってきたのに駄目だと言うのだという、そういうふうなことになって、地権者が悪者になってしまうというような状況が起きかねない、起きている。だから、そういう意味では、やっぱり町の反省だって率直に言いながら、町民のぜひ協力を得ることが、私、大事だと思います。これ、答えは要りませんから、私の意見として。

それで、終わりのほうになりますけれども、憩の家改修費についての町の考え方を示したのは、令和元年12月でした。当時の観光商工課長が答えています。概算で7億3,300万円かかるよという金額を出しました。初めてこの金額を出したのですね。それが令和2年の3月議会では、8億円前後というお答えでした。令和2年6月議会では、外構工事も含めて9億6,000万円という金額を示しました。そして、令和3年9月議会では、総工費11億9,000万円、これは7月23日の道新で町長が公表した内容なのです。町長談話として公表されたのですね。

ところが、私がというか、私たちが、憩の家をこれから造っていくに当たって町民の意見を聞いてくれよという請願も出されましたし、それが開催されたのが、驚くべきことに道新の町長談話の11億9,000万円かかりますよという談話の後なのです。7月26日に1回、7月27日2回。町民の財産であったはずの憩の家は、全く町民が蚊帳の外で進められてきたのではないですか。町民の協力なしには、この事業の成功はあり得ないと今でも私は思っています。この点、反省すべき気持ちはありませんか。

○委員長（後藤 勲君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） 先ほどのご質問、発言で答弁は要らないというふうに言われたのですけれども、地権者とのやり取りの中で、委員から今、危惧するところというところで地権者が悪者になってしまうのではないかという、我々それを意図しているわけでは全くありません。まず、そこはひとつ認識のほう、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、その部分での反省というところもあったのですけれども、従前から先方、代替わりはあったにしても、ご厚意で使わせてもらっていた。それが急転直下で変わってしまったというところ、そういった変化の状況に私どもが気づくのが遅れた、遅くなった、気づけなかった、そういったところの至らなさというのは関わってきた者として感じているところであります。その点は少なくとも反省しなければいけない。あとは、先ほど申し上げたように、やり取りの中でありますので、ちょっとここでは反省も含めて触れることができないというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

（「私、質問したのと……」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） お答えしたいと思います。

町民の意見を町長は聞いていないのではないかという、簡単に言えば、そういうご意見なのかなと思うのですけれども、私はこれまでもいろんな場面で町民の意見を聞きながら、茅沼については、町民の利用もあるのですけれども、やはり95%以上が宿泊は町外の方だったということを含めて、これからの例えば国立公園の中の環境省の位置づけ等を含めて、やっぱりいろんな方向性、可能性を秘めた施設にあるべきだということは以前から思っていました、そういったことも考慮しながら、ただ、今回改修の検討の途中でコロナ禍になって、さらにその方向性が見えてきた。今までにない、例えばサウナであるとか、各部屋に浴室を入れるとか、そういったものあるいは部屋の中で一定程度のパソコンの作業ができる。それも光回線が入ることによって可能になってきて、今までにない形の例えば利用を求めることができる、そういったことを含めて、様々な町民の方の、もちろんいろんな知見を持っている方からも実は会って話を聞いていました。さらに、それ以外に今まで町外でいろいろ先進的にホテルとかそういったことをやっている方とも個人的なネットワークやら、今回、建築あるいはデザインを担当している方を通じて紹介していただきながら、いろんな意見をいただいていた、そんなふうに理解していますし、町民の皆さんから出された要望、町民の意見を聞いてくださいという部分についても、議会と一緒に真摯に対応したつもりでありますので、引き続き町民の皆さんの意見を聞きながら、茅沼の改修をできるだけ早く済ませて、課題を解決しながら開設をしていきたい、そんなふうに思っていますので、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（後藤 勲君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 最後のことから言いますけれども、真摯に対応というのは、おかしいではないですか。だって、26日、27日に請願に基づいて町民の意見を聞く会を持ったことは持ちましたよ。だけれども、それよりも前に7月23日付の道新で、こういう建物をこれだ

けの金額で建てますよという談話しているのではないですか。つまり、全てが決まってから町民の意見を聞いてということになるでしょう。意見を聞く耳は持たないということでしょう、これは。町民が意見を聞いてほしい。私も何度かここで質問しました。町民の意見を聞いてほしいというのは、どんな建物をどんなふうに再開させるのかということについての町民の意見ですよ。それは、いろんな専門家に町長は意見を聞いたと言いますが、あそこに行ってお風呂に入って食事をして帰ってくる、あるいは親戚を呼んで1泊する、そういうような日常、それは数少ないかもしれませんが、憩の家のそういう町民の思いについては、町長、聞いていないのではないですか。さっきの話では、いろいろ立派な、見れば分かるのですけれども、すばらしい、昨日のにも写真は出ましたけれども、昨日、おとつか。出ましたけれども、町民の意見を聞くというレベルが私たちと町長では全然違うというふう

に私思うのですけれども、どうですか。

○委員長（後藤 勲君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） レベルが違うとか、そういうのはちょっと私何もお答えができませんのですけれども、私は私なりに町民の意見、生の声を、いろんな町民の方、町長室に訪ねていらっしゃいますので、その中で茅沼どうなのという話は当然ずっと話題になっていましたので、宿泊についてはこうだけれども、やっぱり利用を考えると町外の人にもっと楽しんでもらうような茅沼にしたらどうなのだとか、いろんな意見をいただいておりますので、私は私なりに最大限努力した、そんなふうに思っています。

○委員長（後藤 勲君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 私が何度かこの問題について質問したときに、町長は講座があつて、7日の日の原さんのこともそうですが、町長は一貫してこの議場では、インバウンドではない、インバウンド中心ではありませんと、あくまでも町民のベースに沿った運営に、経営にしていって建物にしていこうということをおっしゃったのではないですか。だけれども、現実には7日のときもそういう……

（何事か言う声あり）

○委員（深見 迪君） 何ですか。

（「運営側の問題じゃないの」の声あり）

（「運営者」の声あり）

○委員（深見 迪君） インバウンドの話、自分はインバウンドは全然考えていないと。今までどおり町民が利活用できるような、そういうことを考えているのだということをこの議場で何度も答えたのではないですか。その辺のずれはどのようなのですか。

○委員長（後藤 勲君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） 私、基本的にインバウンド最優先で考えていません、茅沼についても、過去の利用者を見ても。その中に、例えば環境を非常に研究している方とか、そういった人は当然いるかもしれませんが。あれだけのキャパシティの中で全てのインバウンドの人を、今、受け入れるということは不可能だと思っています。

ちょっと茅沼とは別なのですから、例えば今のSL冬の湿原号が来 있습니다けれども、

以前はインバウンドに団体客をほとんど取られて、ほとんど標茶の駅に来たとき、3年前まで観光バスが駅前に5台、6台並んでいて、全部知床に持っていかれたのですね。それを私はできるだけインバウンドでなくて、地元の人が往復で乗れるようにしてくれとずっと言い続けたのです。その結果、コロナ禍の中でもJRは釧網線だけSLを運行して、観光路線として運行したのは釧網線だけです。それで、今どういう状況になっているか。240から50の客席のうち、インバウンドとか団体に割り振っているのは100席だけです。それをずっと言い続けた結果そうなっています。それで、今、標茶の駅に大体バス1台、塘路に1台くらいが恒常的に入ってきているのですね。そういう状況をずっと私は言い続けています。まずは地元の人を大事にしないとJRさん駄目ですよ。それと同じことを私は思っています。結果として、茅沼の環境がよければ、インバウンドの人も僕は来ると思っています。

ただ、原さんや隈さんが言っているのは、それだけ茅沼の環境は日本国内でも有数の自然に恵まれた観光地なのですよ。それを町民だけではなくて、広くいろんな人が来るような施設にしませんかという私は提案だと思っています。そこを誤解しないでいただきたいと思っています。

○委員長（後藤 勲君） 深見君。

○委員（深見 迪君） これ、私、議論をこれでやめたいと思うのですが、最後に1つだけ。排水問題も含めて来年の9月が最短の開業だというふうに言っていますけれども、排水工事、それからこの間見てきた雪害の修復、経営陣、従業員の確保、破産による信頼回復など考えて、見通しは大丈夫かということをも、見通しがつかなければどうもならない、見通しをつけるために努力されていると思うのですけれども、本当に今、崖っ縁に立たされているのではないかというような気がしてならないのですよ。

また、経費の増額はもっともっとあの計画を見たらかかるのではないかというふうに思うのですが、その点はどういうふうに考えていますか。

○委員長（後藤 勲君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） 自信はあるかということではなくて、私は憩の家かや沼を必ずオープンさせる、そういう覚悟でやっていますので、その辺はいろんな課題があることは十分委員もご承知のとおりだと思います。1つずつ丁寧に解決をしながらやっていきたい。ただ、今、茅沼の部分では少しずつ周辺の整備もいろんな財源を確保しながらリニューアルを図りながら、より質の高い宿泊施設を目指したいということも併せて、ちょっと1年ぐらい延びる分について、さらにそれも可能性として、できるだけ実現したい、そんなふうに思っていますので、まだまだ課題はあると思うのですが、ぜひオール標茶、町民一つになって茅沼の再開に向けて皆様のご支援をいただきながら進めていきたい、そんなふうに思っていますので、ご理解を賜りたいと存じます。

（「経費の増額」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） すみません。

経費については、当然新しい排水路の部分については、当然新たにその分が増額するとい

うことは間違いないということは委員もご承知だと思いますが、それについてもできるだけ最小の経費でその財源についてもいろいろ今担当を含めて当たっている最中でございますので、最低限の持ち出しという形で進めていきたい、そんなふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○委員長（後藤 勲君） 深見君。

○委員（深見 迪君） まだそのほかに準備しなければならないものがたくさん出てくと思うのですが、これについても、金額的な見通しというのは、まだ全然出てこないのですか。いつの時点ででもいいです。

○委員長（後藤 勲君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） お答えいたします。

2月の全員協議会のときにスケジュール表として、これですね。お見せしてご理解いただいたというふうに考えているのですが、ここに出ている金額も概算として出していただいています。それで、載っていない部分もございまして、これは今後の検討というところになっていますので、出た段階でなるべく早く皆さんにお示ししたいと考えておりますので、ご理解いただければというふうに考えております。

○委員長（後藤 勲君） 深見君。

○委員（深見 迪君） どのぐらいというのも分からないか。

○委員長（後藤 勲君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） まだ検討に至っていないところもございまして、少々お待ちいただければというふうに思います。

（「終わります」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） ほかにご質疑ございませんか。

黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君）（発言席） 私は、2点質問をいたします。

1つ目は、阿歴内市街地区の、これ道路から見るとお寺から西和会館までの状況であります。通常どこの町道も年2回ほど雑草刈りがなされていますけれども、この市街地区の特に歩道の状態が非常に、半分ぐらい路肩から草が倒れて、歩くのもちょっとできないようなみっともない状態になっている。農協とか公民館もある市街地でございまして、きれいにこれを清掃、草を刈ってほしいという地域の方の要望もありまして、私も見ておりますが、これは昨年10月に私、担当のほうにお話ししましたが、時期的にも遅いということで、このことはどう取り組むかについて、まずお尋ねをします。

○委員長（後藤 勲君） 建設課長補佐・菊地君。

○建設課長補佐（菊地 誠君） お答えします。

委員ご指摘の阿歴内市街地付近、歩道付近の草刈りにつきましては、北海道の管理している道路でございまして、北海道のほうに要請をして、委員のおっしゃるとおり、市街地です。環境を守っていただきたいということで実施していただく旨を呼びかけて、要請しているところでございまして、ご理解を願いたいと思います。

○委員長（後藤 勲君） 黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） 272号から塘路の市街まで道道になっているというのは存じておりますけれども、例えば私の地域、公住があったり酪農センターがあったり、いろいろ施設がございますが、遅かれ早かれきれいに1年に2度ぐらいいは草が刈られているのです。これは委託業者が主にやっていると思うのですが、なぜ北海道が管理する、言ってみれば町道よりも道は格が上ですから手をつけないのか、これは地元の方が町に言ってもやってくれないのかどうか、そういうことは道路維持をやっている建設課としては何とか北海道建設部にお話をしたかどうかについてはどうですか。

○委員長（後藤 勲君） 建設課長補佐・菊地君。

○建設課長補佐（菊地 誠君） お答えします。

建設管理部への要請につきましては、正式な要請のほかにも地域の要請等があった際に、その都度要請をしております。この件につきましても、1回のみならず数度、担当者レベルでもお願いしておりますし、上層部レベルでもお願いしているところであります。まだ明確な回答自体は得られておりませんが、今年から何とか実施していただけるようにまた再度要請していきたいと思っておりますので、ご理解をよろしくお願いします。

○委員長（後藤 勲君） 黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） これ、1年間やらなかったから予算はどうか知らないけれども、地元の方の要望が届かなかったというふうに理解して、私は、皆さんから聞いた以上、このことは要望というか、町にもやっぱり公共の建物を守る環境の、今、例えば、例年ですと5月になったら空き缶拾いとかごみ拾いを全町挙げてやっているのですが、お寺とか公民館とか農協とか消防署とか、そういう一番大事な場面をああいいう状況にしておくのは、私はちょっと離れたところにいますけれども、随分差があるものだなと、こう思っていますので、課長補佐、今日いつも来られる課長に代わって答弁願いましたので、連休明けにはぜひやっていただきたいと思います。もう一度ご答弁をお願いします。

○委員長（後藤 勲君） 建設課長補佐・菊地君。

○建設課長補佐（菊地 誠君） お答えします。

実施するのが標茶町ではないので今この場で確約するということとはできないのですが、今現在も枝払い等もピンポイントで要請して、すぐに維持の業者を動かしていただいたり北海道のほうにさせていただいております。なので、この件につきましても、しかるべき時期に再度要請しまして、対応していただくように努力をいたしますので、このあたりでご理解をお願いできればと思います。

○委員長（後藤 勲君） 黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） それでは、ぜひ実行していただくように、私から強く要望いたします、次に移ります。

2点目は、塘路コッタロ線といえば、これも去年の12月に二本松橋がやっと3年ぶりに開通して、非常に国立公園内の最も人がよく観光に訪れる道路になりましたが、この地区のいろんな方からのお話では、レンタカーなのか分からないけれども、ランクルのような大きい

車が相当なスピードで砂利道を通り抜けると。雨が少ないと湿地は路盤が割と保つようなんですけれども、雨が降ると、たちまちそろばん玉で水がそこへたまる状況だと。これは、やはり国立公園内でもあるし、みんなが、歩いている人も私は見かけていますし、自転車の人も随分います。それから、軽自動車、小さい車が多いです。そういったことで、この道路は町内の業者が管理しているのを、私は何度か橋を見に行き行って談話しておりますけれども、何とかスピードをある程度制限するようなことはできないかというようなお話がございまして、私も国立公園内の道道ですから、ある程度はスピードは普通でいいのかなと思いますけれども、これだけ年に何回も道路が破損する、雨が降ったらそろばん玉で乗用車が頭を打つような道路に変わりますから、これを展望台辺りまでスピード制限をするようなことを町として、これも北海道ですけれども、要望してはどうかと思います。これは、やはりゆっくり走ってもらうために40キロぐらいの制限にしてはどうかと思いますが、どんなものでしょうか。

○委員長（後藤 勲君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） 交通安全対策の関係があると思われますので、当方からご答弁申し上げたいと思います。

委員ご案内のとおり、クチョロ原野塘路線は、鶴居方面と塘路を結ぶ生活道路または観光道路として利用が多い道路でありまして、舗装化の要望も継続して行っておりますが、いまだ砂利道のままであり、道路管理者の北海道のほうで路面整正とか対応をしていただいておりますが、委員ご指摘ありました雨の降った後ですとか、そういった状況の後は非常に悪くなる、走行しにくくなる、危険な状況にあるというのは委員ご指摘のとおりかと思えます。

委員ご提案の速度制限の部分でございしますが、町では決定できないことは委員ご承知だと思いますが、交通規制を担当する警察、それから道路管理者の北海道と相談させていただきたいなと思っています。つい先日にも、町長、弟子屈警察の署長のほうに各地域から交通安全対策に関する要望等を署長に直接要望書を手渡し機会も設けていただきまして、地域の状況ですとか、そういったことを関係機関の弟子屈警察署の署長に直接手渡しして懇談をする、要望をするという機会も先日行われております。改めてこの部分も、せっかく委員からご提案いただきましたので、こういった部分も含めて関係機関に要請してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（後藤 勲君） 黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） 今、課長からお話があった舗装の問題については、これ、平成18年頃から塘路のほうから振興局のほうにも出ておりますし、私どもが所属する自民党の地方議連の要望の中でもずっと知事に直接要望してございますが、そこでの副知事が対応してくれた回答では、国立公園内で自然愛好家というか、自然保護的な観光の利用者が反対するから現状のままにするしかないというような回答でございまして、私はここ何年かは舗装はほとんど無理だなと。したがって、採石で固めるから、それで我慢してほしいというのが上のほうの私どもに示した話です。

それで私が今回お話しするのは、そういう状態であるから、採石はスピードで走ると側溝に飛ぶのですね。それで、スピード制限を抑えると観光に訪れているカメラを持ったり、魚

釣りに来ている観光者は、あまり泡食って道路際に寄らなくてもいいだろうし、どうも見受ける方は府県から来ているような、ナンバーがちょっと地元の方でない人が多い。したがって、スピード制限はすぐできないかもしれないけれども、例えば、磯分内で3年前に雪印工場の工事がありました。その折に私が要望して、ここから市街地なのでスピードを落とさないかと立て看板2か所、標茶側と弟子屈に作ってもらいました。最低でもそういうことをしていただければ、国立公園内だからスピードを落として通らないという事は町ができるのではないかと、こう思いますが、この点はどうでしょうかね。

○委員長（後藤 勲君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） 委員からいろいろご提案いただきまして、確かに磯分内のときにも委員にいろいろご意見をいただきながら、何とか今できることを模索して、あの看板の設置に至ったという経過もございます。今ご指摘になられた部分も、地元のご意見、それから環境省とか、国立公園内でありますから看板の設置ができるのかどうかも含めながら、総合的に勘案し、また、先ほど冒頭で申し上げた関係機関、警察署あるいは道路管理者とも協議しながらできること、いわゆる安全に走行するということが、安全運転、スピードを出さないというのが基本でありますので、そういったことで何ができるかについては、地元の方、それから関係機関と協議をしながら進めていきたいというふうに考えておりますので、ぜひご理解をいただければと思います。

○委員長（後藤 勲君） 黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） ひとつ、なかなか気のつかないことだと思いますけれども、折あるごとに講演会とか何かで、写真を撮ったり、いろんなものを用意して、いろいろご協議を進めていただければと思います。終わります。

○委員長（後藤 勲君） ほかにご質疑ございませんか。

櫻井君。

○委員（櫻井一隆君）（発言席） 私のほうから3点ほどお聞きいたします。

1つは、タイムレコーダーの導入を考えてみてはいかがかなということでございます。

本定例会の中で標茶町の職員の特殊勤務手当について、その条例が可決成立したわけですね。その内容については、勤務時間、これが開始が午前5時から7時の間については1日当たり500円を支給する、こういうことが満場一致で可決いたしました。しかし、勤務状況を把握、確認するためには、本人における出勤簿であって、そこに押印をしてそれで確認しているのではないかと、こう思うのです。以前にも五、六年前に私の一般質問の中でタイムレコーダーの導入を求めた話があるのです。そのときに前町長は、この庁舎が新しくなった時点において導入をというようなお話を申し上げられておりました。しかしながら、昨今の町の財政事情から考えるとなかなかこの庁舎の建て替えというのは先の長い難しい話かなと思うので、早めにタイムレコーダーを導入して、働き方改革が一生懸命叫ばれている今日ですから、職員の過重なる労働を防ぐため、または適切な労働環境を維持し、働きやすい、そして安心して働いてもらえる環境をつくるためにも、このタイムレコーダーの導入というのが一助になるのではないかと、こう思うわけでございます。どうでしょうか、もう一度タイム

レコーダーを職員の健康管理も含めて導入してみてもいいかと思いますが。回答をお願いいたします。

○委員長（後藤 勲君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） タイムレコーダーの部分について担当からお答え申し上げます。

たしか令和2年だったと思うのですが、労基法の改正で、いわゆる書類に押印した出勤簿、簡単に言うと、それでは駄目ですよと、電磁的記録で残しなさいという法律改正がありました。できるだけ私どももタイムレコーダー、委員から過去に質疑を受けた部分もありまして、何とか導入したいということもありまして模索をしておりました。タイムレコーダー、今はいろんな形で記録を取る方法があります。昔でいきますと、カードみたいなものをいわゆるガチャンとやるパターンもありますし、最近では玄関のところに職員がカードをかざすと、それで入退室管理をするというようなこともあります。また、1人1台端末、パソコンを持って、個人の番号というかパスワードで入り込むところは、そのパスワードで入り込んだ時刻を残す、そこを出退勤管理とするというような手法もあります。

いろんな手法を考えて、民間の部分もあったのですが、当時モデルとしてあったのがちょっと金額が高くございまして、職員で800万円ぐらいするというような部分もありましたので導入を断念したのですが、実は今年、今週の3月7日からこのタイムレコーダーにつきましては、個人でパソコンでログインする職員については試験導入をしました。3月7日から今日で3日目になると思うのですが、朝、パソコンで入り込んだら登庁というところのボタンを押せば、その時間が記録されるというような形で試験導入を開始しました。今後は、試験導入ですのでまだ紙の部分と併用して記録を残すという作業を何か月か試験的にやりまして、その後、紙のほうをなくしていきたいというふうに考えております。ただし、これは1人1台端末があるという職場に限ってですので、例えば看護師、保育園、牧場も含めて全員が全員、1人1台パソコン端末を置いている職場ではありませんので、そうではない職場については、また別の方法でそういうことを記録する必要があるというふうに考えております。

いずれにしても、委員ご指摘の職員の健康管理というか、そういう観点でもそういうタイムレコーダーでの電磁的な記録というのは必要でありますので、取組を進めていきたいというふうと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（後藤 勲君） 櫻井君。

○委員（櫻井一隆君） ようやく前に私が言っていたような方向が少し進むのかなと思ってございます。やっぱり一番進んでいるのが、お隣の村である鶴居が、皆さんが首にかけておられるそのカードを玄関にかざさないと入れない、そしてまた自分のパソコンを稼働できない、そして、そのパソコンでいろんなところにアクセスするわけですね。そのときに秘密情報とかそういうものにアクセスしたものを一括管理して、その再発防止に努めていると。そういう機能もございますので、そこまで持っていけるかどうかは別としても、そういう時代に入ってきていますので、なるべく早く、それこそ努力していただきたいと、こう思うてございます。

2つ目の質問に入ってよろしいでしょうか。

○委員長（後藤 勲君） はい。

○委員（櫻井一隆君） そうしたら、2つ目の質問に入らせていただきます。

地域会などで、過日というか去年、防災無線、これが出席者に渡されて、随時各家庭に配付されると、このような説明を受けました。この前もちょっと地震があったりなんかして皆さん驚いたと思うのですが、いかがですかね。この配付はどの程度まで進んだのか、そして、もらった方々はどのような反応を示しておられるのか、そういうのが分かれば、ちょっと教えていただきたいと思います。

○委員長（後藤 勲君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） お答え申し上げます。

戸別受信機、本来であれば令和2年度の事業でありまして、半導体の関係とかで導入が遅れましたことにつきましては、担当としておわび申し上げたいと思います。

今年度、納品も町内全戸分納品されまして、11月に町内会長説明会を開催させていただきました。町内会ごとに配付したいという思いで、町内会にご協力をいただきながら進めている状況でございます。1月から2月にかけてですけれども、町内会の例えば総会の後とかいろんな場面で配付をさせていただいております。ただ、全部の町内会と調整がついているわけではなくて、例えば4月なのだよねというところもありますので、随時やる部分もあります。ただ、戸数が少ないところには個別で配付してもらいたいのだというところもありまして、そういった配付の方法については柔軟に対応させていただいています。同じ地区で2回、3回やったり、夜と昼でやったり、いろいろ配付の方法、作戦を考えながら、また、会館を借りるなど、町内会に大変ご協力をいただきながら、また、ある地域では、消防団のほうで配付の検討をしてみるからちょっと待つてほしいというようなお話もいただいております。いろいろな部分で町内会等々の団体の皆様にお世話になりながら配付を進めている状況です。

2月末の配付状況についてですけれども、世帯数、町内約3,600世帯、配付数が2月末現在は830、配付率23.1%ということでございます。まだまだ私どもの目標は基本的には全戸配付が目標でありますから、程遠い部分ではありますけれども、随時配付を進めているところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

それから、配付の感想というか、そういった部分について若干お話しさせていただきますと、実は久著呂地区から始めました。久著呂地区が12月の末に配付しまして、12月23日の雪のときに久著呂地区、停電だったのですね。そのときには内蔵電池が働いていまして、うちのほうから久著呂地区だけに久著呂地区停電ですという情報を出しています。それが聞こえていたよと、久著呂は停電なのだねというのが分かって、うちだけではなくて久著呂全域が停電なのだというのが、停電のところにもその情報が伝わったというお話も聞きました。それから、先日震度4の地震が標茶町内でありまして、そのときには、これは緊急放送でJアラートをかけて爆音が流れたと思います。通常のボリュームではない爆音が、電源さえ入っていれば、その音量は制御できません、ご家庭では。爆音で、「大地震です」だったと思いますけれども、流れたと思います。それが聞こえていたよと。それから、一般放送、試験放送

とかはボリューム調整できるのですけれども、それが聞こえていたよということもありまして、その後、やはり数件の方が、こういうのあるのだってね、うちにももらえるかいというようなお話がありましたので、随時それは個別に対応して設置をさせていただいたという事例もありまして、私ども広報11月、12月では広報させてもらいましたが、なかなかまだ周知徹底がされていない部分もありますので、今後また町内会含めて、いろんな場面で、この配付の部分については、随時、目標値であります全世帯にを目標にしながら、何回も町内会に入りながら、個別に対応させていただく部分も含めて検討していきたいというふうに考えていますので、ご理解いただきければと思います。

○委員長（後藤 勲君） 櫻井君。

○委員（櫻井一隆君） この緊急用の防災無線はなかなか賢いもので、電池式と、それから一般家庭から引っ張っても両方使えるし、あるいは持って出てラジオにも使えると、そのようなものだと思いますので、いろいろ使い勝手があって便利だと思います。だけれども、特にちょっと私が聞いた範囲で、川上町とかそういうところは意外と地盤がいいのですね。ですから、地震が来ても、揺れたけどね、そうでもないわみたいな、ちょっと安易に思っているお年寄りなども散見されます。ですから、そういうところも含めてどうか、この無線というのは地震だけではなく内水面の氾濫であるとか、釧路川の氾濫も含めてあるわけですから、丁寧に説明しながら、どこの家庭も置いてもらえるような努力をしていただきたいな、このように思う次第でございます。

次の話に移させてもらいます。

重複しますが、最近になって地震が2回ほど来て、夜中だったものですから、皆さんも驚いたということが実際なのではないかと思うのですね。それで、緊急の避難場所と、こういうものが設定されて、それぞれの地域にあるわけですが、そこにおいては、冬にどうしてその避難場所で過ごせるのかとか、あるいはどういうものを持ち込むのか、非常用の持ち出しをどのようにするかとかという、それぞれ個々が対応する部分、そして町として避難所を設置した者がきちっと受入れ体制をする部分、この2つに分かれると思うのですが、寝泊まりする部分については、段ボールのベッドというのが、今、ヒット商品みたく、主流になっていると思うのですね。ですけれども、最近になって、キャンピング用品をもうちょっともじったのかな、改良したもの。ちょっとここに参考までに持ってきたのですけれども、こういう小さな袋に入る簡易ベッド、こういうものが研究、市販されてきているみたいなのですね。それは、非常に僕が見る限りでは、両方から2人で引っ張れば、からからからと伸びると。そして、大体重さは3キロから5キロ程度なのですかね。強度もある程度あるし、荷重が300キロぐらいまで耐えられるよ、そういうものもあります。いろんなタイプがこれから出てくると思うのですが、そういうものもお年寄りだとか子供さんのちょっと体の弱い方だとか、やっぱり段ボールベッドではちょっとねという人にも優しく対応してあげられるのではないかと、こう思うわけですから、段ボールベッドも大切だと思うのですが、こういう新たな製品素材というかな、そういうものも、この検討対象の中に入れて、やっぱりお年寄りを、あるいは皆さんが避難したときに安心できる体制を整えていただきたい、こう思うので

すが、いかがでしょうか。

○委員長（後藤 勲君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） まず、冒頭1つだけお願いというか、答弁させていただきたいのですが、先ほど委員、戸別受信機、ラジオがついているというお話がありましたけれども、すみません、うちの町の戸別受信機はラジオがついておりませんので、ライトはついているのですけれども、ラジオはつけておりませんので、すみません、よろしくお願いします。

（「失礼しました」の声あり）

○総務課長（齊藤正行君） ベッドの関係についてご質問がありましたので、答弁させていただきます。

委員ご指摘のとおり、うちの町、段ボールベッドというのはサンプル的にはありますけれども、段ボールベッドは購入しておりません。リクライニングベッド、いわゆる折り畳み式の部分が、ふれあい交流センターに現時点で26個、それからほかの格納施設に19個、合わせて45個の折り畳みベッドは備蓄しております。ただし、それで足りるのかという話もありますので、そういった部分については、今後、購入して整備しなければならないというふうに考えております。

総合防災訓練は今年もちょっとコロナの関係で中止したのですが、実は昨年11月21日に職員だけでトレーニングセンターにおいて避難所の設立の訓練をしました。そのときに、そういった避難所用のテント、ベッドのメーカーの人も協力していただきまして、サンプルとも我々何点かそういった簡易的なベッドの部分も拝見させていただいた記憶があります。委員ご指摘のとおり、現在の避難所で使えるようなベッドも、かなりコンパクトで扱いやすく、ワンタッチで設置ができて、それで衛生的で、いろいろ横にポケットもついたりというような形で、できるだけ避難所でも快適な生活ができるということを目指して、いろいろ工夫されているものが多々出てきておりますし、カタログでも毎日のようにうちの担当のほうには、送りつけられるという表現が正しいかどうかはありますけれども、いただいているところでございます。

委員ご指摘いただいた部分も含めて、できるだけ避難所で避難生活しなければならない部分については、国のほうからもそういった良好な環境で生活ができるような避難所の在り方については通知がなされておりますので、その一環として、ベッドについても、今後、個数も含めて、どういうことがいいのかも含めて、委員から今ご意見いただいた部分も参考にさせていただき、進めていきたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

○委員長（後藤 勲君） 櫻井君。

○委員（櫻井一隆君） これからいろんな製品が出てきて、パンフレットも押しつけられるみたいな形になるかと思いますが、そういう中で、本町として、1日、2日なら耐えられるけれども、長期ということも考えられますので、どうかそういうことも考慮しながら対応していただきたい、こう思います。

以上で終わります。

○委員長（後藤 勲君） 休憩します。

休憩 午前 11 時 37 分

再開 午前 11 時 37 分

○委員長（後藤 勲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

熊谷君。

○委員（熊谷善行君）（発言席） 私は、今後の農道整備等についてお聞きしたいと思います。

本町の農道も毎年整備を進めておりまして、今年度も私の住んでいる虹別のほうでも何件か整備されます。最近、整備された農道は、非常に幅員も広いし、立派な道路が完成してきています。本町の基幹産業である酪農・畜産においては、経営規模の拡大や作業の効率化に伴って、農業機械の大型化、さらには輸送車両の大型化も大変進んでおります。農道は半世紀前から北海道として道営農道等の整備が進められてきて、その後、道から町に移管するなどして、多くの農道整備がされてきました。現状を考えると、古い半世紀前の道路、古いところから直してはいるのですが、そういうものが老朽化してきて、損傷や大型機械に対しての幅員の不足、さらには安全な通行に支障を来したりしている状況で、さらには作業効率の低下にもつながっていると考えています。これらの課題を解決するには、多額の事業費が必要であります。町村単独での事業執行には非常に無理があると私も考えています。

令和3年9月の北海道の定例会で、農道整備についての質問がありました。計画的な農道整備の推進に取り組むという答弁がされまして、さらにすぐ令和4年度の当初から農道整備計画について示されまして、これは、要は今現状は町の農道ですけれども、昔、道から移管されたものについては、道営農道に戻して整備してもいいよというようなことも言われております。これに関して、昨年の春以降かな、多分、各振興局でヒアリングがされたと思います。その内容についてお聞きします。この中で、農道改修についての、今言ったような町道から道道に移管というかな、変換してやるとか、いろんなルールが示されたと思うのですが、それらについてお聞きしたいと思います。

○委員長（後藤 勲君） 建設課長補佐・菊地君。

○建設課長補佐（菊地 誠君） お答えいたします。

委員おっしゃるとおり、過去には国の補助事業の制度を活用しました広域農道でありますとか農道整備事業で、標茶町なんかは特にですけれども、大半の道路が農道整備として整備されてきた過去はございます。今、北海道が農道整備について示したということですが、今現在、北海道が実施している農道の整備といたしましては、農道として管理しているものに対して農道整備を実施しているというものであります。今、町道として認定されているものをそのまま実施することはございません。ただし、今、本町も1路線、阿歴内地区において採択を目指している路線がございしますが、過去に国の補助事業で実施したところで、計画農業交通量が全体交通量の5割を超えるものに関しましては対象とし得るという、北海道から明確な条件が昨年示されたところであります。本町としましても、できる限りそういう有利な制度を使いまして、過去に農道整備事業でやった道路の劣化したものを改修してい

くというような取組を進めていきたいと思っておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○委員長（後藤 勲君） 熊谷君。

○委員（熊谷善行君） 分かりました。

それで、今言われたように、農業関係で50%の通行があればという、ある意味で新しいルールが示されたということなので、それらについて現状の標茶の町道とか、そういう調査とかをする予定はありますか。

○委員長（後藤 勲君） 建設課長補佐・菊地君。

○建設課長補佐（菊地 誠君） お答えします。

今、回答いたしました農道の整備に関しましては、主なものが舗装の修繕、道路の表面的なものなのですが、その件に関しましては、標茶町で全体的に舗装の長寿命化計画、全体調査をしまして持っておりまして、それに基づいて舗装の劣化具合の悪いところから優先順位をつけて、あと交通量等も問題になりますけれども、その中で総合的に優先順位をつけて要望して調査を実施するというような流れで進めているところでございます。

○委員長（後藤 勲君） 熊谷君。

○委員（熊谷善行君） ぜひ、道からルールが示されましたので、その方向に向けて、できれば早めに優先順位を決めて進めていただければと思います。

ちょっと関連するのですが、道路の区画線標示なのですが、これは交通安全とかにも関係するのですが、毎年度ごとに大体、道東の区画線の工事費が示されていますけれども、更新の基準はあるのですか。

○委員長（後藤 勲君） 建設課長補佐・菊地君。

○建設課長補佐（菊地 誠君） お答えします。

更新の期限というものは、数値的なものとかがございませんが、区画線標示が見にくくなった場合は引き直すという管理をしていくのが一般的であると認識しております。

○委員長（後藤 勲君） 熊谷君。

○委員（熊谷善行君） 見にくくなった調査は、町の担当で、町の道路課でやっているのですか。

○委員長（後藤 勲君） 建設課長補佐・菊地君。

○建設課長補佐（菊地 誠君） お答えします。

道路管理者、町道であれば私ども町職員が直接視認して管理をしております。

○委員長（後藤 勲君） 熊谷君。

○委員（熊谷善行君） なぜこんなことを聞くかというと、最近の車は、みんな道路逸脱防止の装置がついています。それが大分多くなっていますよね。私の車も小さいけれども、さらにうちの軽四にも、それがついているのです。虹別の町道、これ、国道、道道も同じかも分からないですけれども、走ったときに左側に寄り過ぎても感知しないときがあるのですよ。大体センターラインは感知して警報が出るのですけれども、左が感知しないのはなぜかなと思ったら、やっぱり薄いのですね。それで今、更新の基準があるかどうか聞いたのですけれ

ども、やはりそういう車に、ある意味で技術に頼ってしまうというのはよくないかも分からないけれども、そういう車が増えているわけですから、やっぱりそれに対応した道路の在り方が必要だと思うのです。そういう意味では、もう少し道路区画線の点検と、できれば何年に1回とか、更新時期をちゃんと決めておいたほうがいいのではないかなと思うのですけれども、その点はいかがですか。

○委員長（後藤 勲君） 建設課長補佐・菊地君。

○建設課長補佐（菊地 誠君） お答えします。

委員ご指摘のとおり、最近では車にそのような機能がついておりまして、実際にそのような声も私も聞いたことがあります、道路、中央線をどうしても優先して引いていくのですが、外側線と言われる外側のラインについても、優先的にこれからは高くしていかなければならないということは認識しております。しかしながら、標茶町なんかは特にそうですけれども、路線数がかなり長くて、なかなかそこまで追いついていないのが現状であります、調査のほうはより強化いたしまして、今まで中央線優先でやっておりますけれども、そのあたりのバランスを取りまして、状況に応じて対応していきたいと思っておりますので、どうぞご理解をよろしくお願いいたします。

○委員長（後藤 勲君） 熊谷君。

○委員（熊谷善行君） これはたくさん道路があつて大変なのは分かります。さっきも道路整備の件でも優先順位をつけてと言いましたけれども、やはり優先順位を決めてでも対応しなければならないところはあると思うのですね。そういう意味では、それら調査結果に基づいて優先順位を決めて、随時進めていただきたいと思います。

終わります。

○委員長（後藤 勲君） 休憩いたします。

休憩 午前 11 時 48 分

再開 午後 1 時 13 分

○委員長（後藤 勲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本多君。

○委員（本多耕平君）（発言席） それでは、私のほうから質問、何点かさせていただきます。

申し訳ありませんけれども、多分、説明員の方からまたかと言われるかもしれませんが、実は私、4度目の質問になりますけれども、めん羊事業についての件でお伺いしたいと思います。

4年目に入りましためん羊事業、私、昨年の第1回定例会でも、事業の一日も早い到達を願って施設、飼料、飼養管理など実態は十分であるのかというようなご質問をさせていただきました。あるいはまた、専門技術員の採用含めて官民一体となった展開をすべきではないか、そう思う立場から販売の在り方など総合的な質問をし、多岐にわたる答弁をいただきました。したがって、その質問についての1年間どのような事業展開がなされてきたか、

改めて確認をさせていただきたいと思います。

まず、第1点目でありますけれども、めん羊事業のマニュアルというものがはっきりできているのかということからまず実は始めまして、したがってブランド品の通年販売の計画の現状はどうなっているか。ふるさと納税の返礼品の現状はどうなっているのでしょうか。また、羊毛等の付加価値の向上を目指す計画は、どのようになされているのでしょうか。民間活用、さらには民間との協力体制はどのように進んでいるのでしょうか。以上のような目的達成の原点は、やはり私は専門技術の、そして施設の充実も含め飼養管理を改めてお聞きし、明日に向かっての事業展開をお聞きしたいと思います。

○委員長（後藤 勲君） 育成牧場長・若松君。

○育成牧場長（若松 務君） お答えしたいと思います。

ただいまの育成牧場におけるめん羊事業の推進についてですが、今、私どもで抱えている課題といたしまして、委員おっしゃられたとおり、まず人材の確保、あと不足する施設の対応、あと安定供給ということで頭数の管理、飼養管理ということが挙げられると思いますが、まず通年で製品、肉の提供ができるかどうかという部分については、年1回の授精時期による出産時期が大体2月を中心に出産するのですけれども、年1回出産する中で年間を通した需給の申込みをいただきながら年間を通して供給できるように努めているところでございますけれども、今現在、供給に対してどうかという部分では、一応要望にはお応えできているという形でございます。町外の飲食店なのですが、やはりコロナ禍が大分落ち着いてきた中で、要望としては肉の提供をしてほしいという要望が一部上がっておりますけれども、今現在、標茶町内でブランド化を進めながら一生懸命標茶の物産としてつくっているところでございまして、できるだけ標茶町内への供給を主に行っております。

これから、申込みが増えてきている状況を踏まえて、コロナ禍においては繁殖頭数を抑えていた状況ですけれども、今はフルに、できるだけ授精ができるような体制を取って進めているところでございます。数字的には、昨年、55頭の出産がありました。55頭の出産の中で後継繁殖羊として残す部分と販売と、という形で振り分けるわけですけれども、55頭の子供が生まれておりましたが、今年に関しては、今現在、94頭出産しております。今現在、94頭のうち大体20頭ぐらいを繁殖用に残して、種雄も含めてですけれども、残しながら残りの部分は申込みに応えていけるように取り扱っているところでございます。

あと、施設に関してですけれども、増頭ということを考えると不足しているというふうに言わざるを得ない状況です。来年と再来年で道営事業による新しい牛舎の建設がございます。これは、新基地という下のほうの基地に約200頭規模の牛舎ができるのですけれども、それが完成しましたときに上の古い牛舎を羊のほうに転用しまして、自分たちのできる限り経費をかけないように羊用に改修を行いたいと考えております。そのような改修を行いました後には、計画としては繁殖の雌の羊で大体150頭程度は扱って、今、出産率が1頭につき1頭ぐらいなのですけれども、その出産率向上、1.2頭を目標に考えたいと思っております。そうすると、180頭ぐらいの子羊が生まれるということになりますので、今よりも供給が増えた場合も対応できると考えています。

あと、専門的人材に関してですが、過去より地域おこし協力隊を募集しながらそのように専門的な知識を持った方を採用し、私どもと一緒に働いていただきたという思いがあったのですけれども、なかなか採用に至っておりませんでした。去年の4月に牧場に見えられたある若い青年が、奥さんがいらっしゃるのですけれども、綿羊を育ててみたいと。標茶でできれば生活をして綿羊の牧場を将来的には考えたいという、そういう相談があり、その方は結構積極的な方で、農協ともいろいろ話を詰めていく中で、牧場と農協とその方といろいろな接点を持ってきました。今現在は働いているわけですが、きっちりと元の会社ともしっかりした退職の手續、円満退職が決まりましたという報告も受けましたし、そのようにしっかりした対応のできる人材で私も信頼しているのですけれども、その方が5月から働いていただけるというような形になってきております。これはこれから正式な手續を踏まなければならないのですけれども、一応そのような状況になっております。その方は、今現在も羊を9頭扱っておりまして、ある程度の専門知識もありますし、これから私たちが施設を改修する中においても会計年度職員とともにいろいろな案を出しながら改修計画を組んで、自分たちでできるところはやる、外注しなければならないところはしなければならないかもしれませんが、そのように施設の改修も進めていきたいと思っております。

あと、羊毛の関係ですが、今現在、羊毛に関しては希望があった場合に、原毛のままではありますが、お譲りをしているという状況ではありますが、例年、特別、今、羊毛に関してそういう取引が多くなったとか、変化はございません。例年どおりぐらいの大体100キロぐらい買われていて、ご自分で洗ってという形で利用していただいているというところでございます。それで、今後なのですけれども、今度地域おこし協力隊で来ていただける方ともしよっとお話をしていたのですが、羊毛をまとめて買い入れている業者もあるということで、捨ててしまうのであればそのような活用も必要だと思いますし、あと、これはこちらの希望の話なのですけれども、福祉的な活用として社会福祉協議会と連携をしながら、羊毛の製品を何とか社会福祉協議会の活動の中で活用していただけないかなというような思いもございます。そのような、羊毛も洗ってきれいにしていると価値がそれだけでも違うと思いますし、ふるさと納税とかそういう形にも何かしら利用ができるのかなというような思いがございました。

あと、民間の活用というお話ですが、私どももなかなか育成牧場だけでは製品まで結びつけるということは難しい、本当にスライスをした状態で小売ができれば付加価値も上がりますし、そういう意味では一つの、家畜の生産から本当に肉の製品まで、六次産業というのですか、そういうような取組ができれば一番いいのかもしれないのですけれども、なかなかそこまで育成牧場だけでやるのは難しいという中で、民間で羊肉を扱っていただける方が標茶で誕生されまして、私たちも今、頭数を増やして努力しているところでございますけれども、できるだけご要望にお応えできるように、そしてふるさと納税の活用、少しでも町のほうに羊がお役に立てるように取り組んでいきたいと思っております。

詳しいふるさと納税の関係は後ほどということで、私のほうからは、この答弁とさせていただきます。

○委員長（後藤 勲君） 企画財政課長・長野君。

○企画財政課長（長野大介君） めん羊事業の関係でふるさと納税の現状というようなご質問だったかと思うのですけれども、まず先ほど場長のほうからもありましたが、昨年から事業参入されている事業者、非常に好評でして、今、恐らく出荷が間に合わないというような状況ですので、多分標茶の牛肉の次ぐらいに人気のある商品になっているのかなと思います。各種肉のほうを手切りで500グラムずつ商品化しているということと、あと、最近ですとラムカレーというのも出されています。今、ソーセージとかというのも開発しているような状況でして、肉の部分之余さずにうまく商品化されているのかなというふうに思っています。昨年10月に雑誌のE S S Eというところでふるさとグランプリというのがあったのですけれども、そこでも銀賞をいただいているような人気の商品になっているというような状況ですので、今後とも期待ができるかなというふうに思っているところでございます。

○委員長（後藤 勲君） 本多君。

○委員（本多耕平君） 今、場長並びに企画財政課長のお話、お聞きをいたしまして、やはり2年たち、3年たつ事業の中で、かなり真剣に前向きに事業が進んでいるということは認めますし、ただいま財政課長のほうから話がありましたけれども、あるいはまたデータによりますと羊の肉の消費、これはかなり将来有望だということは私も聞いておりますけれども、ぜひこの問題についてはいま一度取り組んでいっていただきたいわけですが。

もう何点かちょっとお聞きしたいのですけれども、先ほど場長の話の中で民間活用、民間との協力体制はどうなっているかということでは簡単に流されたわけですが、私は、やはりこのめん羊事業、片手間と言っては失礼ですが、多和平の中での事業というのは今後重視していかなければならないと思う意味で、もう少し、場長、どうでしょうか。民間との連携ということをお話しできないでしょうか。といいますことは、一般会計の中で、牧場の中で飼育委託料ということで27万6,000円が含まれていますけれども、この内容はどのようなのでしょうか。

○委員長（後藤 勲君） 育成牧場長・若松君。

○育成牧場長（若松 務君） お答えいたします。

まず、民間との連携という部分でございますが、これはちょっと将来的な話になってしまいかもしれないのですけれども、今の私の思いとしては、地域おこし協力隊の方は標茶で営農したいということで、非常に熱い思いで来てくれます。その思いにできるだけ応えたいという私としての思いもございます。3年間、育成牧場で過ごしていただく中で、しっかりとしたり営農モデルをつくりながら、農協、経済団体とも連携し、スムーズに営農できるようなスタイルで考えていくというのが私の考えではあるのですが、その人だけでは終わらず、今、綿羊牧場をやりたいという方が結構多いですね。農林課の職員の情報では、農業人フェアの中でもそういう問合せがあるということで、できればそういう方で有望な人材はできるだけ標茶のほうで活躍していただきたいという思いもありますので、地域おこし協力隊をさらに活用しながら民間の繁殖農場もしくは六次化までも考えた農場が標茶で増えていくということが私としては理想ですし、あと育成牧場だけで繁殖を行うということは、何か

悪い伝染病がはやったときに一発で終わってしまうのですね。多数の淘汰をしなければなら
ないということも、本当に最悪のことを考えればあります。そうしたらせっかくできたブラ
ンドも一発で終わってしまうと、そういう危険性もございますので、できるだけそういう生
産農場は分散化をさせてリスクを分散させたいという思いもあります。そういう人材が増え
ていって、民間の精肉をつくる業者があり、農協もあり、町役場もありということで綿羊を
中心としたコミュニティーみたいなものができて、例えば新しい商品開発、例えば宮城県の
南三陸町では、わかめ羊という、ワカメを食べさせる羊が地場産品になっていたり、私とし
ては、そういういろいろな発案をできて実行ができるようなコミュニティーをつくっていき
たいなという思いがあり、民間の活用ということではちょっと外れるかもしれないですが、
そのように考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

(何事か言う声あり)

○育成牧場長(若松 務君) すみません。あと、飼育委託の関係ですけれども、これはち
よっとお恥ずかしい話なのですが、綿羊を扱っていると、やはり乳が出ない、あとは育児
放棄をするという形で子供の面倒を見ない親がやはり出てきてしまいます。そのような羊が
出たときに哺乳の作業が必要になってきます。離乳するまでそれは続けなければなりません。
本当は職員が対応できればいいのですが、なかなか業務の中でそういう余裕がなく、今、1
名の方にその業務を委託して頼っている状況でございます。非常に今年は頭数も去年に比べ
て倍ぐらい生まれて、やはりそういう育児放棄などの現状も倍ぐらい増えるのですね。大分
ご負担をかけておりますことを大変申し訳なく思うのですけれども、このような状況の中
で、できるだけ地域おこし協力隊が来た中ではそういう面倒を見られるシステムも考えな
がら、あまりご負担をおかけしてばかりはいられないと思いますので、改善していきたいと
思っております。

私からは以上です。

○委員長(後藤 勲君) 本多君。

○委員(本多耕平君) 私、去年、一昨年のずっとメモを見ているわけですが、ただ
いまの場長のお答えを聞いていますと、かなりめん羊事業としての在り方というのが形づけ
られてきているなということは、私、実は満足しているわけですが、ただ、去年も、
あるいは昨年も予算の組み方が、ほとんど地域おこし協力隊のいわゆる報酬しか組んでい
なかった。今年もまた1,000万円強のめん羊事業ということで組んでおられますけれども、前段
で課長にお聞きいたしましたら、これも地域おこし協力隊への報酬というようなこともお聞
きいたしましたので、それは十分今後の期待を持てる、あるいは期待をせざるを得ない地域
おこし協力隊員であってほしいと私も願うところであります。

もう一つ、民間との協力体制ということでも私、大きく言いたいことは、今、場長がおつ
しゃったように増頭されてきています、総体で。将来に向かっては180頭、やはりこの施設も
改良しながら180頭をめどにというふうに、私、理解いたしますけれども、ただ、その中で
やはり協力隊員だけではできない、いわゆるさっき言った育児放棄ですとか、いろんな諸課題
の中で民間の力を借りなければならない。今、現実として、場長ご案内のように十七、八頭

の子羊を農家に預かってもらっていますね。その農家というのは、当初、福祉の関係で協力していた方です。年は旦那様が75歳、奥様が70になるのかな。その方がいわゆる育児放棄されたような子羊の面倒を見ているのですけれども、実は私もそのうちへ行っまいりました。これはこれは、場長はしょっちゅう毎日のように行っておられるから現状お分かりでしょうけれども、町長、育児放棄された、あるいはまた双子で具合の悪いような子羊をその老夫婦は、場長が連れてきたときは、すぐ茶の間にその子羊を置くのです。そして、大体1時間置きにミルクを飲ませるのです。夜、仮眠しかできないというのです。でも、旦那様も奥様も、いや、俺らは好きだから、かわいそうだし、やっているのだ。こういう民間の協力している方がおられるから、17頭、18頭の子羊が無事に90日たったら離乳して牧場へ戻っていくのですね。ただ、90日育てるまでに3時……4時間に一遍ずつミルクを飲ませるのですね。朝7時、10時、1時、4時、夜7時。15頭の子羊にミルクをやるのです、ご主人と奥さんと2人で。そのほかに茶の間で飼っている、私、行ったときは2頭ですけれども、入れ物に入れてストーブのそばに置いて、添い寝をするような格好で元気になるまでいるのですね。

場長、ごめんなさいね。町長、その飼育料、牧場経営は厳しいですけれども、その農家の方々に1頭幾ら払っていると思いますか、1日。ごめんなさいね、こんな失礼な言い方して。100円なのです。どう思いますか。私、行ったときには、赤ん坊に飲ませるようなミルクのあれに12本置いてあったのです。12本。それにミルクを3時間、4時間置きに15頭にもやって、そのほかに茶の間に飼っているやつ。それ1頭100円。これはやはり町長、考えてほしいです。私は決してその農家の方をよいしょするわけではないですけれども、その奥様は、とにかく睡眠不足だとか、友達のところにお茶を飲みに行く暇もないと。1週間に一遍ぐらいはお茶飲みに行っているようですけれども、そうやって協力してくれているのです。これは高い安いということではなくて、やはりめん羊事業を民間と協力していくには、そういう民間の協力者にはそれなりの、対価と言ったら失礼ですけれども、彼たちは好きでやっているというからそうですけれども、場長、ぜひ理事者と相談して、その100円が妥当かどうか、あるいはまた200円が妥当なのか、300円か、それは私は単価は分かりませんが、でも私、個人的には17頭の子羊を仮眠のような状態で90日扱うというのはやはり甘え過ぎではないかなという気がいたしますので、そういう意味では、逆に言う、私が民間との協力体制あるいは民間の力を借りなさい、民間の能力といいますか、それもお互いに利用しながらいきましようということを、私、そういうことを言いたいのです。それがめん羊事業を広げる底辺の力になると私は思うのです。

めん羊事業をするためには、そういう大変なこともあるということをぜひ考えていただきたい、これ、お願いなのです。前町長には、いろいろこういう話しすると、議員の方は皆願い事ばかり言うので私、言われましたけれども、これは私が予算執行ではなくて、予算執行は町長ですから、ぜひめん羊事業成功のためには、先ほどから言われている協力隊員をしっかりと、専門技術員としてのやっぱり能力を持った方々を育てていく、そしてまた持続的に事業をするためにはその方にいていただく、そのためには施設をもう一度考えてください。補助事業の中で、2年、3年後のようですけれども、できる限り早く、やっぱり施設も大事です。

生まれた羊が凍って死ぬようなことのないような、人間ではないですけども、生活をきちっとしていく、やっぱりそういう条件、状況をぜひつくっていただきたいということをまず、これは最後、お願いになりますね。ぜひ検討していただいて、形になってきためん羊事業を一日も早く消費者のために、あるいはまた町民のめん羊事業のために、いま一度検討をしていただきたい。検討というよりも、ぜひ前へ進めていただきたいということをお願いして、答弁いただいてもちょっと無理だから、答弁はいいです。私のこれ、希望のお願いです。ぜひ町長にも、副町長、笑っていますけれども、去年、副町長からいい答弁いただいているのですけれども、それを私は言いません。ぜひいま一度議事録を、副町長、見ていただいて、めん羊事業に対して本多委員にどのような答弁をしたかというようなことも、ぜひいま一度読んで、ぜひ5年、6年へ向けての事業展開にしていきたい、このように思います。

答弁、やっぱり欲しいな。

○委員長（後藤 勲君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） ただいま本多委員から羊の事業についてのお話がありました。私も町長就任して以来、過去にあった標茶の羊事業、牧場の中で非常に元気な時代もあったということも十分知っている上で、何とか標茶の新たな特産品としてもう一度脚光を浴びせたい、そんなふうな思いでずっと言い続けてきて、ようやく人の体制含めて、それから民間のほうでも羊の商品化を含めてやっていただいて、少し形が見えてきた、そういうのが今の状況かと思っていますし、ただ、その分業の部分では、今、私もその1頭100円という料金までは一切知らないで、そういう状況の中で行政が、本当にお願いはしなければならないですけども、やっぱり払うものはしっかり払いながらしっかりやっていただく、長続きしてもらうということも絶対大事だと思いますので、その辺については牧場の場長と再度検証させていただきながら、相手の方の意向もあると思いますので、その辺含めて検討させていただきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（後藤 勲君） 本多君。

○委員（本多耕平君） 私も十分理解いたしましたので、ぜひ今の町長のご答弁に沿った実効のあるめん羊事業を取り進めていただきたい、このように思います。

続いて、2番目の質問に移りたいと思います。

私は、快適な公営住宅であるべきという主眼点でもって公営住宅の件についてお話をお聞きしたいと思います。

長寿命化計画の下、公住の新築もしくは改修工事が進んでおります。入居されている方々が快適に生活することこそ、行政に携わる職員は日々励みになるというふうに私は思います。入居されている方々の家族構成、それは様々だとは思いますが、今回、私は入居されている方からの要請を受け、平成18年、桜町に新設された11号棟について現況をつぶさに見てまいりました。その内容について、私も多少疑問なところがありますので、お伺いをしたいと、このように思います。

まず、第1点でありますけれども、新設に当たっての間取り設計はどこがやっておられるのでしょうか。そこをまず最初にお聞きしたいと思います。

○委員長（後藤 勲君） 建設課長補佐・菊地君。

○建設課長補佐（菊地 誠君） お答えいたします。

平成18年に設置しました桜公営住宅につきましてですが、それに限らずですが、間取りの決定に際しましては、公営住宅整備事業マニュアルに決められた面積の範囲であるのですけれども、その中で設計事務所並びに町のほうで協議をしながら、過去の実績または周辺住宅の同様の住宅の実績を見ながら間取り決定をしているというところでございます。

○委員長（後藤 勲君） 本多君。

○委員（本多耕平君） 過去の実績ですとか、従来のいろいろな様々な要素を踏まえての設計というふうにお聞きしましたがけれども、私の一番、その団地の11棟にお邪魔いたしましたけれども、入る前にまず気づいたことは、日向きが非常によくない。リビング、いわゆる茶の間に日が入るのは多分午後にならないと、今の時期は入ってこないのではないかという、見てまいりました。と同時に、玄関から上がろうと思ったら段差がありました。室内はバリアフリーになっていましたけれども、玄関で約5センチ、もうちょっとあったかな、ぐらいの段差がある。まず、バリアフリーになっていない。それから、玄関のところのドアノブのところに普通ですと、私のうちはないですけれども、ああいうところは多分チェーンロックがついていると思うのですが、どうなのでしょう。これもまずついていない。それから、部屋に入りましたらコンセント、電気の差し込みの、いろんな電気器具ですとか差し込み、コンセントが数多くあるわけですがけれども、実に不便な、私が見ただけでも使いにくいところにコンセントがついている。これはどういうことなのかなという気がいたしましたし、さらに一番ひどいのは湿度がすごかったです。私がそのうちにお邪魔したのは10時頃ですがけれども、まだ1週間ぐらいしかたっていないかもしれませんが、これだけ暖かくなってきても窓の縁に結露がありました。触って見たら、その窓がかたかた揺れるのですね。その住民の人に言いました。これ、ペアガラスでないのではないかと聞いたら、いや、ペアガラスだと思うのだけれどもという話。全部ペアガラスになっていたといえども、居間からベランダへ出るところがあるのですけれども、そこも結露がすごかったです。その住民は何かつい立てみたいなものをしていました。1メートルぐらいまで外気が来ないという、何かそういうものをしていました。その湿度のおかげでもって壁にカビが出ていました。あれは間違いなく多分結露のせいだと思うのです。

というように、こういう実態、あなた方、何で町にお話ししないのですかと言いました。安いところに住まわせてもらっているからなかなか言えないのだという話です。冗談かもしれませんがけれども、それとこれとは話が別でしょうと。やはり前段で私言いましたように、快適な生活をするためには、どんな条件であれ最低限度の、公住なら公住としてのやっぱりすべきことを私はすべきではないのかと思うわけですがけれども、今、何点か言いましたけれども、公住の間取り設計についてはマニュアルに沿ってという、前段でお話がありました。それは仕方ないにしても、何で最低限度の、チェーンロックですとか差し込みのコンセントということは監督することができないのですか。まず、それ1点、最初に。

○委員長（後藤 勲君） 建設課長補佐・菊地君。

○建設課長補佐（菊地 誠君） お答えいたします。委員、ご質問の件について1つずつお答えさせていただきたいと思います。

まず、玄関のバリアフリーのお話、最初に出ていたと思うのですが、その当時建てました公営住宅につきまして、バリアフリーの関係につきましては、共同住宅におけるバリアフリー法の適合ということで、実際は努力義務となっております。本町につきましても、高齢者とか障がい者等の対策としてできる範囲の対応ということで、手すりの設置ですとか、照明スイッチのワイド型を採用するですとか、スイッチの位置を低く設置するという配慮はしているところでございます。

委員ご指摘の玄関の段差につきましては、住宅性能評価というものがございまして、そのチェック項目の中に日常生活空間内の段差については基準がある、いわゆる室内の部分です。その部分は委員がおっしゃるとおりバリアフリーになっているかと思います。基本的にその部分につきましては段差のない構造としておりますが、その中でも上がりかまちという玄関の段差の部分なのですが、その部分についてはこの限りではないといっております、構造上、上がりかまちがついた状態でも一応バリアフリーのある程度の性能を満たしているということで造っているわけでございます。性能評価を上げるとなりますとまた構造等が変わってきますので、当時、設計に関しましては、基本的にはバリアフリーには配慮しておりますが、玄関の上がりかまち、規制のないところに関しましては、そのまま設置しているということでございます。

続きまして、玄関のチェーンロックの話ですけれども、建設当時は防犯仕様につきまして玄関のチェーンロックというのは標準仕様にはなっていなかったため、委員のおっしゃっている建物は鉄筋コンクリート造であるのですが、玄関扉が既製品のものではなく製作物ということになっておりまして、ドアチェーンはつけておりませんでした。現在は住戸改善事業などを実施しているところではあるのですけれども、その中でも安全確保型ということで、今ではピッキング困難な構造の鍵の設置ですとか、補助錠の設置という項目がございます。そのため、今後、改修事業の実施に際しましては、防犯対策として当然チェーンロックでありますとか、そのような補助錠の設置について実施していきたいと思っておりますので、その点についてはご理解をお願いしたいと思っております。

それから、コンセントの位置につきましては、当時、設置当初は過去の使用状況、その他の同じような施設の使用状況を考えて設置はしております。それは、設計会社とも、当然、町の担当者とも協議しながらやっているところではありますが、使う方にとっては使いにくかったりというのは当然あるかと思えますし、設計当時はそれでよかったのかもしれないのですが、現在の使い方とか、現在、もう電化製品等も物も変わってきておりますので、実際に使いにくくなっているのではないかなということでは考えております。ただ、建設当時につきましては、あくまでも一般的な配置であったということでございます。

続きまして、湿度の件でございます。近年建設している住宅につきましては、高气密、高断熱ということで、委員おっしゃっていましたがサッシ、窓ガラスにつきましてはペアガラス、二重のものを使用するなどをしているところで、一般的にはそれが結露が発生しにくい構造

に配慮しているということにはなるのですが、日の当たりが悪かったら、北側の部屋など日中でも気温が下がりやすい場所については、結露が発生する場合ももちろんございます。結露発生の原因としましては、入居者様の使用状況が一番影響ということとなる場合が高いということになっておりますが、その結露対策としまして熱交換形換気扇、ちょっと製品名になりますけれども、一般にロスナイと言われている換気をつけておりまして、その24時間換気をお願いしているところです。また、どうしても高气密を目指すために空気を循環させて換気をしなければならないということで入居者様にはお願いはしているのですが、寒さの関係でそのロスナイというものを、微風が寒いということで止めてしまったり、ドアの壁の空気の通り道を塞いでしまったりですとか、そういう場合もありまして、空気の流れが悪くなりまして結露が出やすくなるという原因も実際はございます。いずれにしても、どうしても気密性を求めるがあまり逆に換気が必要な施設となっておりますので、結露が発生した、よく発生するなどというような場合に入居者様から申出があった場合には、まず換気の対策をやっていただきまして、その上でそれが改善されない場合は、何か根本的に理由があるものかどうかという調査をするというところでございます。

○委員長（後藤 勲君） 本多君。

○委員（本多耕平君） 私、一番最初に申し上げましたように、入居される方々の家族構成というのはいろいろあると思うのです。お年寄りとか単身とか若夫婦とか子供とかいろいろあると思うのですが、そういう全ての方々にもやっぱり通用できるような間取りなり、選ぶほうにも権利はありますけれども、造るほうとしては大変かと思うわけですが、私、ここで今、一番入居される方が希望されているといいますか、悩んでいることは湿度なわけですよ。もう壁が黒くなってきていたり、結露がひどいと。これの改善策をどうしているのかとその方といろいろ話ししたら、あそこを二重にできませんか。今、ペアガラス1枚入っていますけれども、20センチぐらいの間隔がありますから、例えばその内側にもう一枚サッシをしますとか、これ、素人ですから分かりませんが。したがって、そういう方からもしお話があれば行っていろいろと相談をする、相談といいますか、その解決に向かって協議をしたいということでありますけれども、ぜひ私、いま一度お願いしたいことは、これから新設するいろいろ公住もあると思うのです。補助事業にあるマニュアルに沿って住宅を建てるという、それはもちろんそうでしょうけれども、できることであれば、例えば桜に居住されている方々にアンケートを出すだとか、あるいはまた今どこに問題があるだろうか、あるいはまたどういう住宅ならいいだろうかというような、やはり前段でもいろんな同僚の方が言っていました、住民の声をもう少し私は尊重して、補助事業の中で難しさはあるでしょうけれども、それに沿ったできる限り事業を私は進めたいと思うのです。

いま一度、これは課長さん、申し訳ないですが、このSの11のところの日向が悪いのはもうどうしようもありません、太陽をあっち持ってくるわけにはいきませんから。ぜひこの湿度対策、これ、一度やはりそこの棟へ行って検討していただきたい。ぜひペアガラス等々の、二重にすれば私は、経験上いいのでは、結露だけは直るのではないかなという気がしたのですが、その辺は課長たちはプロですから、ぜひその辺は改善できるような

措置を取ってください。お願いではなくて取ってください。ということで答弁は要らないです。そういうことでよろしく願いいたします。

委員長、次に行っていていいですか。

○委員長（後藤 勲君） どうぞ。

○委員（本多耕平君） 続いて、道道厚岸標茶線、道道14号で、このたび北海道の道路の、土現の話が多いわけですがけれども、14号線の日陰による危険防止対策では、町長、そして釧路地方議員連盟協議会のスピード感のある北海道または営林署への要請の中で一部は解消されました。しかしながら、その後の対応の中で、市街から厚岸へ向かってですがけれども、あの大坂の一部改良工事にも着手するという話をお聞きいたしました。その計画はどのようになっているのでしょうか。

もう一つ、まだまだ。その14号線の、これは続きになりますけれども、中茶安別の272との交差点から2キロ手前にコンクリ橋がございます。あちらへ向かって、その右側がやはり日陰で危険な場所です。これは前の議会でもって、これも改善してほしい旨、議会にお願いしていたら北海道のほうへ要請するというふうになっていますので、その後どうなっているか。

もう一か所、日陰防止対策の中で、実は数年前に悲しい事故がございました。中茶安別の学校に通う方が朝、スリップをして立ち木にぶつかって、残念なことにその方はお亡くなりになりました。ぜひ、その日陰について立ち木の撤去を私どもお願いしているわけですが、実は今朝、現場を見てまいりました。あれは道路敷地内に生えている木です。大木です。補佐、行けば分かるように、木、乗用車がぶつかった跡がまだ残っています。もうかれこれ10年ぐらいたつかな。ぜひこの2か所の日陰防止対策、これを道のほうへ要請していただきたいのですが、いかがでしょうか。

○委員長（後藤 勲君） 建設課長補佐・菊地君。

○建設課長補佐（菊地 誠君） お答えいたします。

初めに、道道14号厚岸標茶線の改良工事の計画についてご説明いたします。厚岸標茶線の大坂の部分の改良工事につきましては、当初、保安林解除後の発注ということで、昨年10月発注を予定していたところでしたが、保安林解除の許可が遅れているということで、冬期間工事とならないようにそれを待ちまして、北海道のほうで繰越手続をしまして、2月以降の発注をするということで連絡を受けていたところです。具体的に予定というものは決まりまして、工事につきましては昨日3月8日入札、それから工期につきましては3月15日から10月20日までの工期で、工事箇所、工事延長につきましては、まず令和4年度工事への繰越しとなるのですが、それにつきましては387メートルを厚岸側から工事してくると。それプラス高さ等も変わりますので、すりつけを要するというで聞いてございます。今後の予定につきましても、保安林解除のタイミングがございしますので、正直なところ何とも言えないということは北海道から聞いておりますけれども、例えば5年度、6年度、そして7年度において一応終わる予定でいるということで聞いてございます。

続きまして、国道272号線から2キロ手前の橋の部分の日陰の部分なのですが、これにつきましても当時、要請した頃は改良予定等がまだ何かはっきりしていないということも

ございまして、北海道のほうも対策に二の足を踏んでいたようなのですが、そのあたりも今のところ具体的な計画をまだされていないので、維持のほうでぜひ対応していただきたいということで要請をしたいと思っているところでございます。

また、次の事故のありました大木という場所につきましても、私のほうでも再度確認いたしますが、道路用地であるということが確定すれば、今現在、北海道のほうにほかの件でも道路からの木の張り出しの件に関しましては相談しておりまして、北海道のほうからはピンポイントで要請を受ければ対応しやすいので、その都度言ってくださいということで回答いただいておりますので、さっそく北海道のほうにその部分、ピンポイントで先ほどの橋の部分、それから今の事故のあった箇所を要請しまして対応していただけるように動きたいとは思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

○委員長（後藤 勲君） 本多君。

○委員（本多耕平君） 分かりました。ぜひ早急な対策を、事故予防対策のことですので、道のほうへの協議をお願いしたいと思います。

実は、先ほどの改良工事の件ですけれども、道路というのは一回できてしまうとなかなか手直しというのはまたできないというふうに、私、思います。したがって、現在のあの大坂の急勾配を、多分、現道に沿ってということですから、ある意味、下げなければならないと思うのですけれども、下げた場合には夏の太陽よりも冬の太陽は少し下にあるわけですから、私は今よりもまた日陰ができるような気がするのです。今でも多少日陰が残っているところがあるわけですけれども、住民の方はあまりぜいたくは言わないなんて言っていたのですけれども、ただ、改良工事となりますと、多分道路が下がるとすれば、もう少し林野庁のほうの木を切らなければ日陰対策にはならないと思うので、その辺も十分留意した上で道のほうの協議をしていただきたいと思います。答弁は結構です。

最後になります。これもまた去年の総括でお話ししたわけですが、去年は带状疱疹予防についての予防注射に助成をすべきではないかということで実はお話をいたしました。テレビコマーシャルでも今よくやっていますけれども、50歳を過ぎれば云々かんぬん予防注射をしたらという話があります。しかしながら、我々、経験の中では50を過ぎなくても若年層から带状疱疹は出ていますし、去年も言いましたけれども、外観的には带状疱疹が治っても、体内に残っている場合、特に頭に残っている場合は一生頭痛がするという、私はそういう方もお会いしています。私の聞いている範囲では、病院によっては1回ウン万円、あるいはまた病院によってはウン千円といろいろな様々なようです。その陰には、いわゆる自治体でもっての予防注射に助成がされているのではないかなと思うのです。それを実は昨年お願いしましたら、まだあの段階では、本町でこのウイルス感染の予防接種をした人が1人しかいないのだと、したがってこの带状疱疹については少し勉強させてくださいという、実は課長答弁をいただきました。1年たってその勉強結果がどのようなになっているかちょっとお聞きしたいのですけれども、带状疱疹に対する接種の補助をどうするかということをお聞きしたいと思います。

○委員長（後藤 勲君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） お答えをいたしたいというふうに思います。

ただいまご質問のありました带状疱疹の予防接種の助成の関係ですけれども、委員お話ありました、やっぱり費用の部分も小児用の水ぼうそうのワクチンを使用する場合ですと比較的安い、主に1万円程度で済むというのがありますし、带状疱疹のきちんとしたワクチン、きちんとしたと言ったらちょっと表現が変なのですけれども、ワクチンですと数万円というような高価なものになるというふうに伺っているところでございます。昨年以来の学習の部分ですが、大変申し訳ないのですが、実はなかなか研究等が進んでいない部分もございまして、これからまた改めて先進自治体の状況とかも調査しながら、どのような形が望ましいのか、そういう部分を含めて研究、検討をさせていただきたいというふうに思っております。なかなかちょっとこの部分で研究が進んでいなかった部分についてはおわびを申し上げたいというふうに思いますので、ご理解をお願いしたいというふうに思います。

○委員長（後藤 勲君） 本多君。

○委員（本多耕平君） ごめんなさい。勉強していないから理解してといったって、そうは言いたくないのですけれども、いずれにいたしましても、やはり本町にとっても多くの方々がいらっしゃるのです、带状疱疹になる方々。したがって、これがもし、もしと言ったら失礼ですけれども、予防でもって何年止められるのかですとか、効力があるかといろんなことも去年お聞きしたのですけれども、不勉強だということですので、その辺も加味しながら、何回も言いますが、どこの病院を見ても、どうもやっぱり高額なようなのです。ただ、自治体でもってかなりの助成をしているということは、その実態をよく聞いておりますけれども、それをいま一度検討していただきたいということをお願いしまして僕の質問を終わります。

ありがとうございました。

○委員長（後藤 勲君） 休憩いたします。

休憩 午後 2時13分

再開 午後 2時14分

（副委員長 松下哲也君委員長席に着く）

○副委員長（松下哲也君） 休憩前に引き続き総括質問を行います。

後藤君。

○委員（後藤 勲君）（発言席） 今度は場所を変わって4点ほど質問したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず1点目、教育長もそこにおられますけれども、まだ赴任してから日にちがあまりたっていないということで、中学校の近辺をあまり見ていないだろうなというふうに思っていますけれども、教育委員会の道路を挟んだすぐ隣のグラウンドに非常に見苦しいトイレが何年も前からあるのですけれども、あれはこれから新しく造るものなのか、廃止するものなのか、その辺のところ、非常に見苦しいので、どういうようなことで考えているのかお知らせ願います。

たいと思うのですけれども。

○副委員長（松下哲也君） 教育委員会管理課長・常陸君。

○教委管理課長（常陸勝敏君） お答えいたします。

今、委員からご指摘ありました。確かに老朽化し、環境的にもよろしくないところも見えるトイレでございます。今後については、ちょっと利用度を含めてどうなのか、部活の生徒ないしグラウンドで行事等があった場合に使用されているというような状況は少しあるようなのですが、その辺の使用度も含めて、撤去でいいのか、それとも何かしらの必要性があるのであれば改修というようなことを考えなければならないと思うのですが、実際あそこは水洗のトイレではありませんので、あれをそのまま改修してどうかなというところも担当としてはちょっと思っているところでありますので、方法論としては、よくイベント等であるような水洗の簡易トイレというのですかね。そういうものを設置するとか、そういう方法を含めて検討させていただきたいと思います。確かに校舎も新しくなって、周辺環境を含めるとあの部分はどうかなというところもありますので、秋口にはあの辺、標茶中学校の紅葉並木というのが紅葉で結構な、町外の方も訪れてあの辺を散策されるというところもありますので、その時期までには何かしらの対応をさせていただきたいと思います。

○副委員長（松下哲也君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） 確かに、今、課長が言われたように紅葉の関係だとかということで、非常にすばらしい木の葉っぱが見えている場所なのですね。

それと、もう一つ言いますとグラウンドのバックネットの裏も網が垂れ下がって非常に見苦しいということも含めて、これから夏になれば子供たちが一生懸命ソフトをやったり、野球をやったりしていますから、そのときにそれなりにまた親の人たちも見に来ているところもあったようにも見受けられますので、その辺のところ、もう少し環境面を整備していただければなというふうに思っております。それはそれでまず終わります。

2つ目、まず公営住宅の関係なのですけれども、常盤公住の廃止ということになると思うのですけれども、私が聞く限りは令和6年くらいまでの間、来年ですけれども、大体その頃までには退去してもらおうのだというような話も聞いていましたけれども、今それについてどうなっているのか、ちょっとその辺をお伺いしたいと思います。

○副委員長（松下哲也君） 建設課長補佐・菊地君。

○建設課長補佐（菊地 誠君） お答えいたします。

委員おっしゃるとおり、当初、予定としましては退去を進めておりまして、現在のところ、ちょっと今、数字の上では把握はしていないのですけれども、なかなか実際には退去が進んでいない状況ではありますが、入居者の方とは一応交渉していつているところではございます。

○副委員長（松下哲也君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） ただ、今、入居者の人と交渉しているということなのですから、あそこに入った人が、私は絶対出ていかないというような人もいますのですよね、実際に。だからといって、このままいつまでもずるずるという形でもってやっていくのかどうか、

その辺のところ。もう少し区切りがあるのか、例えば6年と言いつつもせめて10年までには取り壊すのだから出てくださいと強行にやるものなのか、その辺はどんなふうに考えているのかお伺いします。

○副委員長（松下哲也君） 建設課長補佐・菊地君。

○建設課長補佐（菊地 誠君） お答えいたします。

現在のところ、令和6年をいつまでに延ばすという計画まで進んではおりません。ただ、実際、委員おっしゃるとおり令和6年までに全員が退去できるものかどうかと申しますと、実際には難しいというところで、今、考えているところではございます。今後、委員ご提案のとおり、時期をもう一度新たに明確にして対応していきたいと思っておりますので、どうぞご理解をよろしくお願いいたします。

○副委員長（松下哲也君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） 結果的にそれが退去されたということになれば、あの跡地をどのような形にするのか、建物は当然壊すのだろーと思えますけれども、場所的には非常にいい場所なので、この後のことはどのように考えているのかお伺いしたいと思えます。

○副委員長（松下哲也君） 建設課長補佐・菊地君。

○建設課長補佐（菊地 誠君） 公営住宅としましては、最終的には、あそこに今現存しているものについては全て撤去する予定としております。その後の跡地利用につきましてはまだ検討の段階でありまして、具体的な計画はないものと私のほうでは認識しております。

○副委員長（松下哲也君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） 最終的に公営住宅は、麻生だとか桜、いろんなところに建設されていきますけれども、これから入る人が多くなるのか少ないのか、ちょっと分からないのですけれども、今後、あそこはそれなりの場所なので有効活用ができればいいなというふうに思っていますので、今後ともそれなりの対応をしていただければと思います。答弁はいいですから。

次、3点目は、私、猟友会をやってあれなのですけれども、今、OSO18のことで非常に鉄砲を持つ人が多くなっているのではないかなという感じがするのです。それで、もし鉄砲を持つ人が、若いものですから、銃は高いですから、なかなか買うにはちょっと難しいという意見も聞いていました。それと、今まで大日本猟友会のほうでは、新しく鉄砲を持つ人については3万円の助成金が出ていたのです。それが今年で一応なくなるというような話を聞いていますので、鹿はどんどん増えていくし我々も年を取ってくるので、なかなかやはり少しでもそういう若い人たちに今から銃を持ってもらわなければ熊対策でも何でもできませんから、そんなようなことで鹿は殖えても減ることはありませんので、そういう人たちができれば育成していくと、今のうちにということで、せめて3万円くらいの、そういう人たちに助成をできるような状態ができればいいなと思っていますので、ひとつ検討していただけるかどうかお伺いしたいと思えます。

○副委員長（松下哲也君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山 尚君） お答えいたします。

今、委員のほうからエゾシカの生息頭数に関するお話がありましたけれども、エゾシカの生息頭数につきましては、平成23年度のあの39万頭に比べると令和3年度においては31万頭と減少はしているものの、本町における牧草、デントコーン被害などのエゾシカによる被害は令和3年度で2億8,000万円にも上り、ここ数年、横ばいの状況となっております。

また、本町における有害駆除におけるエゾシカ捕獲頭数なのですが、令和3年度は2,433頭、令和4年度、1月末現在までですが、2,626頭となっておりますが、生息頭数や被害状況を勘案しますと少なくとも捕獲圧は緩めることはできないなという認識を持っております。

一方で、主に捕獲を担う猟友会の状況はといいますと、会員数こそ、さっき委員のお話にもありましたが、ここ数年は若干ですけれども増加しているようでございます。ただ、年齢構成は60歳以上のハンターの割合が55人中30人と全体の約55%となっており、高齢化がどんどん進んでいる状況であります。恐らくこの5年、10年でそのベテランハンターさんたちは銃猟をやめてしまうのではないかなというふうに思っています。また、先ほども委員のほうからお話ありましたけれども、ヒグマ出没時の対応など、経験のあるハンターがほとんどと言っていいぐらいいなくなってしまうような状況にも大変危機感を持っているところでございます。そうした現状を受けて、捕獲担い手の確保・育成は喫緊の課題であるというふうに考えております。

いずれにしても、有害鳥獣駆除事業においては地元猟友会の協力が得られなければ事業の遂行は到底不可能でありますし、委員からご指摘のあった、これから銃猟を始めたいという若手ハンターに対する支援につきましては、今後こういった支援が担い手の確保・育成につながるのか、猟友会と協議し、町ができる可能な支援について検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○副委員長（松下哲也君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） 今、非常に、今、課長が言われたように被害も相当あります。そして今、銃を持っても散弾銃から始めたからといって、すぐ鹿を撃てるわけでもない。本来であれば10年もたたなければライフルを持てないというような状況なものですから、今から育成しておかなければならんと。また、自発的に銃を持ちたいという、今、女の人も結構出てきているわけですよ。そういう人が出てきているうちに、本当に猟友会としては非常に貴重な人材だというふうに考えています。これをやはり困ったから、おまえ持てとか、何とかしてくれというわけにはいかないのです、この鉄砲だけは。さすがに、やはり家庭もある、子供もいる、いろんなことを考えて、危険もあるわけですから、こういうことで強制はできないので、せめてそういう出てきた人については何とか温かく迎えてやりたいなというふうに思っていますので、これから来年に向けてそういう人が出たときには何とか協力していただければなというふうに思っています。以上、終わります。

もう一つ、最後1点なのですが、商工費の中に868万円だと思ったのですが、サルボ展望台のトイレというのが載っていましたが、あれについて、今、現にサルボ展望台には1人用のというのですか、仮設のトイレがあることはあるのですが、あそここの場所にどのようなものを建てるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○副委員長（松下哲也君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） お答えいたします。

今回、860万円予算計上させていただいているのですが、これはコッタロのトイレの改修費でございますので、コッタロトイレですね。

（「コッタロ」の声あり）

○観光商工課長（三船英之君） コッタロのトイレの改修費でございます。

（「サルボじゃないのか」の声あり）

○観光商工課長（三船英之君） そうです。サルボにつきましては、民間の事業者にお願いしまして1人用の簡易トイレを夏の間だけ設置させていただいているという状況でございます。

○副委員長（松下哲也君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） 私、サルボと思っていたのですけれども、コッタロということなののですけれども、コッタロにはそれなりのトイレがあるのですけれども、あれは例えばそれで補修をするということですか。そして、あそこにも電源があるのかどうかは分からないのですけれども、どんなような状況なのか、それは。

○副委員長（松下哲也君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） コッタロのトイレなのですが、電気がありません。それで、ソーラーパネルを設置しまして発電して水をくみ上げて流しているという状況なのですが、今回、予算に上げさせていただいたのが、ソーラーの発電に係る機器が昨年从不具合を起こしてまして、何度か水をくみ上げられないという状況が続いていたものですから、今回、ソーラーパネル一式を予算計上させていただきまして、改修、新設したいということでございますので、ご理解をお願いします。

○副委員長（松下哲也君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） そこを直してもらうのであれば、冬の間、確かに二本松橋のところの橋が直りましたから、当然あそこにも人が相当、私も鹿を撃ちに行くのですけれども、結構な人が来て上ったり下りたりしていますので、よくなるのかなというふうに思っていますので、ひとつよろしくをお願いします。

以上で終わります。

○副委員長（松下哲也君） 休憩いたします。

休憩 午後 2時30分

再開 午後 2時30分

（委員長 後藤 勲君委員長席に着く）

○委員長（後藤 勲君） 休憩前に引き続き質疑を行います。

ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） 討論ないものと認めます。

これより議案第19号から議案第26号まで議題8案一括して採決いたします。

議題8案は、いずれも原案可決すべきものと決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第26号は、いずれも原案可決すべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長（後藤 勲君） 以上で令和5年度標茶町各会計予算審査特別委員会に付託された議題8案の審査は終了いたしました。

これをもって令和5年度標茶町各会計予算審査特別委員会を閉会いたします。

（午後 2時33分）

以上、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長 菊 地 誠 道

年長委員 黒 沼 俊 幸

委 員 長 後 藤 勲